

平成25年第5回防府市議会定例会会議録（その3）

○平成25年12月6日（金曜日）

○議事日程

平成25年12月6日（金曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（24名）

1 番	高 砂 朋 子 君	3 番	山 田 耕 治 君
4 番	吉 村 弘 之 君	5 番	橋 本 龍 太 郎 君
6 番	木 村 一 彦 君	7 番	山 本 久 江 君
8 番	安 村 政 治 君	9 番	上 田 和 夫 君
10 番	田 中 敏 靖 君	11 番	和 田 敏 明 君
12 番	藤 村 こ ず え 君	13 番	清 水 浩 司 君
14 番	重 川 恭 年 君	15 番	安 藤 二 郎 君
16 番	山 根 祐 二 君	17 番	山 下 和 明 君
18 番	河 杉 憲 二 君	19 番	三 原 昭 治 君
20 番	今 津 誠 一 君	21 番	平 田 豊 民 君
22 番	中 林 堅 造 君	23 番	田 中 健 次 君
24 番	松 村 学 君	25 番	行 重 延 昭 君

○欠席議員（1名）

2 番 久 保 潤 爾 君

○説明のため出席した者

市 長 松 浦 正 人 君 副 市 長 中 村 隆 君

教 育 長 杉 山 一 茂 君 代 表 監 査 委 員 中 村 恭 亮 君
上下水道事業管理者 浅 田 道 生 君 総 務 部 長 吉 川 祐 司 君
総 務 課 長 林 慎 一 君 財 務 部 長 持 溝 秀 昭 君
生活環境部長 福 谷 眞 人 君 健 康 福 祉 部 長 清 水 敏 男 君
産業振興部長 山 本 一 之 君 土 木 都 市 建 設 部 長 金 子 俊 文 君
入札検査室長 福 田 一 夫 君 会 計 管 理 者 木 村 雅 幸 君
教 育 部 長 原 田 知 昭 君 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 福 田 直 之 君
監査委員事務局長 藤 本 豊 君 消 防 長 牛 丸 正 美 君
上下水道局次長 大 田 隆 康 君

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 中 村 郁 夫 君 議 会 事 務 局 次 長 末 岡 靖 君

午前10時 開議

○議長（行重 延昭君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

欠席の届け出のありました議員は、久保議員であります。

また、執行部においては、堀農業委員会事務局長が欠席する旨の届け出に接しておりますので御報告を申し上げます。

会議録署名議員の指名

○議長（行重 延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。14番、重川議員、15番、安藤議員、御兩名にお願い申し上げます。

一般質問

○議長（行重 延昭君） 議事日程につきましては、昨日に引き続き一般質問でございます。よろしくお願いをいたします。

それでは、早速これより質問に入ります。最初は、1番、高砂議員。

〔1番 高砂 朋子君 登壇〕

○1番（高砂 朋子君） おはようございます。公明党の高砂でございます。それでは、通告に従いまして4点ほど質問をさせていただきます。どうかよろしくお願いをいたします。

1項目めでございます。

新しいごみの分別について、お尋ねをいたします。

1点目。新しいごみの分別方法の市民への周知の状況について、お尋ねをいたします。

新年度から新しいごみ処理施設の稼働に伴い、クリーンセンターの職員の皆様には大変お忙しい中の質問となりました。現在、職員の皆様が昼夜分かつ、懇切丁寧に各自治会を回られ、市内一斉に始まる新しいごみ分別方法について、説明会を開催しておられます。本当にありがとうございます。まずは、皆様への周知の状況をお聞かせいただけますでしょうか。

2点目でございます。

分別に不安を持たれる高齢者や障がい者の方々への支援についてでございます。

分別方法が新しくなるということは、多くの市民の皆様の関心事でございます。それぞれの立場でちゃんと分別できるのだろうかと気にとめておられます。私どものところにも、高齢者や障がい者の方の新分別方法に対する不安の声や戸惑いの声などが耳に入ってまいります。それらに対する支援をどのように今後考えておられるのか、お聞かせをください。

3点目でございます。

スマートフォンを利用したごみ分別に使えるアプリケーションの導入について。

市内全戸に配付されました新しいごみの分け方・出し方を分別区分ごとに解説した冊子は、具体的に品目を50音に示されております。私どもも慣れるまではこの冊子を何度もめくりながら分別しなければと思っているところでございます。

周南市では、市民の方がわかりやすく手軽にごみ分別ができるように、普及目覚ましいスマートフォンを利用して、分別に関するアプリケーションを提供されております。我が市も、より多くの方への周知方法の一つとして導入されてはいかがでしょうか。御所見を伺います。

4点目でございます。

児童・生徒へのごみ分別を通しての環境教育について。

文部科学省は、現代における子どもたちへの環境教育の重要性について、「豊かな自然環境を守り、私たちの子孫に引き継いでいくためには、エネルギーの効率的な利用など、環境負荷が少なく、持続可能な社会を構築することが大切、そのためには、さまざまな機会を通じて環境問題について学習し、自主的、積極的に環境保全活動に取り組んでいくことが重要」としています。

市民総ぐるみで取り組む新しいごみ分別、子どもたちにとってもこの機を捉えて、リデュース、リユース、リサイクルのごみ減量の環境行動等を学ぶことの意義は大きいと思います。

岩国市は新分別方法導入時に、小学校の運動会での協議に取り入れるなどの工夫をされ、子どもたちにも分別方法を学ぶ機会をつくられたとのごでございませう。その後のことをお聞きいたしますと、この取り組みが地域の方や保護者にも広がっていったというふうに、後日お聞きいたしました。

文科省のホームページには、わくわくエコキャンプとして、中学校の宿泊体験でごみを出さないキャンプ、ごみを拾うキャンプ、ごみを分別するキャンプを実施された中学校の様子が紹介されておりました。

クリーンセンターには、環境学習のための啓発施設をつくられます。一方、学校の教育現場においても、児童・生徒への環境教育の一環として、新しいごみの分別方法を学ぶ機会をつくってはいかがでしょうか。教育長の御所見を伺います。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 1番、高砂議員の質問に対する答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（福谷 真人君） おはようございます。生活環境部でございます。

新しいごみの分別についての御質問でございますが、そのうち、私からは1番目から3番目の御質問について、御答弁させていただきます。

まず、新しいごみの分別方法の市民への周知状況についてのお尋ねでございますが、平成26年4月1日から、市内一斉に開始することといたしております新しいごみの分別区分につきましては、今年9月末に、ごみの分け方・出し方などを解説いたしました冊子を全戸配布させていただいたところでございます。

その後、単位の自治会ごとを基本といたしまして、ただいま説明会を開催させていただいているところでございますが、説明会の開催に当たりましては、昼間にお勤めの方がおられますことから、そういった点を配慮いたしまして、全自治会におきまして、夜間に最低1回は実施するという方針を立てまして、各自治会長さんをはじめといたしまして、地元の皆様の御協力をいただきながら、地元の会場にクリーンセンター職員を派遣いたしまして開催させていただいております。

開催の期間は9月30日から12月19日の予定でございますが、11月29日現在でございますが、198自治会におきまして、延べ374回開催しており、約1万6,000人の方々の御出席をいただいております。

なお、追加の開催を希望される自治会、または各種団体等からの申し出がございます場合には、1月以降に随時実施してまいりたいと考えております。

また、12月1日からの1カ月間、ケーブルテレビの自主製作番組「ほうふほっとライン」の中で、「新しいごみの分別～ごみの減量化をめざして～」と題しまして、新分別に

関する説明や注意点を中心にした20分間の番組を放映しておるところでございます。

なお、毎年配布いたしておりますリサイクルカレンダーにつきましても、新分別に対応したものを作成するとともに、資源ごみ、危険ごみや燃やせないごみの集積場所に、分別案内の看板を設置することといたしております。

さらに、来年3月、4月には、資源ごみ、危険ごみの各集積場所におきまして、市の職員による分別指導も実施し、円滑な新分別への移行を図ってまいりたいと思っております。

次に、2点目の分別に不安を持たれる高齢者や障害者の方々への支援についてのお尋ねでございますが、各自治会における説明会への参加者につきましては、御高齢の方々の割合がとても高いものでございますので、その説明方法につきましても、わかりやすい説明を心がけているところでございます。

あわせて、防府市ホームヘルパー連絡協議会等の御協力のもと、ホームヘルパーの方々への説明会も、今後開催する予定といたしております。

耳の不自由なの方々に対しましては、説明会場におきまして、手話通訳者の御協力をいただくなどして、御不安の解消に努めているところでございます。

また、目の不自由なの方々につきましては、市内のボランティア団体の御協力により、「新しいごみの分け方・出し方」の内容を音訳、また録音していただくことといたしております。目の不自由な方の中で御希望される方へはそのCDを配布するなど、幅広いPRに努めてまいりたいと考えております。

次に、3点目のスマートフォンを利用したごみ分別に使えるアプリケーションの導入についての御質問でございましたが、さまざまな情報発信ツールを活用した情報発信が必要であるということにつきましては、私どもも認識いたしておりますので、今後、議員さんから御紹介のございました周南市や、その他の自治体の先進的な事例を研究してまいりたいと考えております。

いずれにしましても、来年4月からの新分別区分への円滑な移行につきましては、今後も、引き続き市民の皆様、また事業所の皆様に対しまして、最大限の周知活動を展開してまいり所存でございますので、御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

私のほうからは、以上、御答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 教育長。

〔教育長 杉山 一茂君 登壇〕

○教育長（杉山 一茂君） 私からは、4点目の児童・生徒へのごみ分別を通しての環境教育についての御質問にお答えいたします。

平成26年4月に稼働する新しいクリーンセンターには、80人規模の研修会等が行え、

映像施設も整った研修室兼会議室や、牛乳パックを使った紙すきの体験が学習できる市民工房等の啓発施設が備えられています。また、学校におけるごみの処理やリサイクル等についての環境学習の時間には、職員を講師とする出前授業も引き続き実施されると聞いております。

こうしたことから、これらの施設や出前授業といった制度を利活用し、小学校4年生の社会科の学習や社会見学及び小・中学校の総合的な学習の時間等での施設見学や体験学習を実施し、ごみ処理のされ方やリサイクルの必要性、資源の有効活用等の学習を積極的に推進するよう、各小・中学校を指導してまいります。

また、学校では、これまで日常の掃除の時間等に、燃やせるごみと燃やせないごみ、資源ごみを分別して処理するよう指導しておりました。来年度からはより細かな分別が必要となりますので、ごみ箱を分けたり、新しい分別方法を掲示したりして、ごみの分別への意識を高めるとともに実際の分別方法を児童・生徒に対してわかりやすく教えてまいります。

身近にできるごみ分別を足がかりに環境を見つめていくことは、生活する上で大切なことですので、防府市教育委員会といたしましては、学習と生活を結びつけながら、良好な生活環境の維持と向上への意識を醸成していくよう、これからも各学校へ働きかけてまいります。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 1番、高砂議員。

○1番（高砂 朋子君） ありがとうございます。大変お忙しい中での質問の取り上げとなりまして、関係者の皆様には本当にありがとうございました。

新しいごみの分別に関しては、高齢者や障がい者の方のみならず、私どもも大変気にしているところでございます。そういったことに向けて、さまざまな御配慮してくださっていることを御説明をしていただきました。本当にありがとうございました。

1万6,000人の参加による説明会ということで、まだまだこの分別について、冊子も見っていない方もいらっしゃるかもしれませんし、どうなるんだろうかと冊子をめくりながらも不安を持っていらっしゃる方もたくさんいらっしゃると思います。1月からは追加があればということで、各種団体の申し込みを受けつけるということでございましたけれども、大変お忙しい中とは思いますが、より多くの方にこの分別の方法を徹底できるようによくお願いをいたします。

4月からは、市の職員の方の立ち会いのもとで分別をいろいろ御指導していただきながら私どもも出せるということで、市民の皆様も大変御安心になられるのではないでしょう

か。

それから、高齢者の方の中には、在宅で、認知症がある中でも頑張っておられる方もいらっしゃると思います。私もそういった方の生活の現状をいろいろ教えていただいたわけですが、燃えるごみと燃えないごみに分けるだけでも大変な方もいらっしゃるわけですね。

そういった中でのごみ分別ということになりますと、やはり介護の従事者、介護の関係の方々の御協力というのが大変必要になってくるかと思えます。そういった面では、クリーンセンター、関係部署と、また介護の事業所等の御協力等も必要になってくるかと思えますけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（福谷 真人君） お答えいたします。

先ほどもちょっと答弁させていただきましたが、ホームヘルパーさんとか、そういった介護の関係の団体さんにも説明会、御案内をさせていただければというふうには考えております。

今後、いろいろな団体さんのほうからも御要望がございますと思いますので、その辺の対応は私どもも準備できるようにしておる、今、状況でございます。

○議長（行重 延昭君） 1番、高砂議員。

○1番（高砂 朋子君） ありがとうございます。重ねてお答えをいただきました。

1月から各種団体へもということでございますので、介護の方々の団体への周知等もぜひひよろしく願いをいたします。

それから、3点目に質問させていただきましたスマートフォンを利用したアプリケーションでございますけれども、1万6,000人の出席ということで、中にはアプリを使いながらできる、機能を持った方もたくさん参加かもわかりませんが、若い方の中にはこういった自治会の会合等にもお出向きになられない方もいらっしゃる。そういった方へも分別をしていただかなくてははいけませんので、このスマートフォンを利用した分別に関するアプリケーションの提供というのは、大変有効ではないかと思っております。ぜひともよろしく願いをいたします。

それから、この分別に当たっては、地域の皆様との協働というのが本当に重要になってくるかと思えます。今、アプリケーションを導入されている周南市の状況を調べてみますと、合併したいろいろな地域があるわけですが、クリーンリーダーの制度をつくっておられるようでございます。認定をされて、任期が2年だったかと思えますけれども、多少の手当もあるようでございまして、こういったクリーンリーダーの方が積極的に分別

やごみの減量化に取り組んでいらっしゃるということでございました。

今後の防府におかれましては、地域との連携という面ではどのようにお考えか、ちょっとお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（福谷 真人君） ただいま議員さんのほうから、周南市の制度のことにつきまして御案内いただきましたんですが、周南市におきましては、ただいま御紹介いただきましたようにクリーンリーダー制度という名前で、ごみの減量化等におきますリーダー制度をお持ちでございますが、本市におきましても、ただいま御紹介いただきました周南市と同じような、目的は同じような目的でございますが、廃棄物減量等推進員制度という制度を持っております。

この廃棄物の減量等推進員さんと申しますのは、各自治会におきまして、資源ごみステーション、1カ所当たり1名の推進員さんを委嘱させていただいております。この方々が、地域の住民の皆様がごみの分別等の場合の指導や助言を行っていただくような役割を担っていただいております。

この方に対しましても、本年5月、6月に、今回の新分別にかかる説明会を開催させていただいたわけなんですけど、とても熱心な御質問等をいただいて、私どもも大変幸せに、いただいております。

今後とも、そういった推進員さんを中心に、各地域の皆さんの御理解をいただいて、スムーズな分別に移行できればと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 1番、高砂議員。

○1番（高砂 朋子君） 地域の皆様との御協力がなくては、この新しい分別の皆さんへの周知というのも難しいかと思っておりますので、どうかよろしく願いをいたします。

新しい分別を市内一斉にという、推進をしていくという作業は、本当に御苦労が大きいかとは思いますが、防府市が掲げております、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムを見直し、環境への負荷の少ない循環型社会への構造転換を成し遂げるための大事な方策、また大事なこのときとなると思っております。

今後のお取り組みをどうかよろしく願いをいたします。

次の質問に移ります。

2項目めは、こころの健康づくり事業についてお尋ねをいたします。

1点目でございます。

自殺予防対策の現状についてでございますが、山口県内では、ここ5年間で毎年360人から410人の方がみずから命を絶っておられ、ここ防府市では20人から

30人と聞いております。決して少ない数字ではございません。大変、悲しく、つらい現実、私どもも何ができるか、真剣に悩まなければならないと感じております。

市におきましては、県との連携で「防府圏域自殺予防ネットワーク会議」を中心に、さまざまなお取り組みをして防止に当たっておられると思いますが、その現状をまずはお聞かせください。

2点目でございます。

ゲートキーパー養成の充実について。

ゲートキーパーとは、深く悩んでいる人のサインに気づき、声をかけ、必要な支援につなげるなど、見守りをしてくださる方々のことでございますが、市のゲートキーパー養成講座受講者は、平成23年で40人、平成24年で90人と聞いております。

対象は、保健師、教育関係者、薬剤師の方々、母子保健推進員の方々、民生委員の方々、またケアマネージャーなど、相談支援に当たる方々と聞いております。

神奈川県では、行政、介護、福祉施設関係者のほか、一般の方々、大学生、理容組合、警察、消防関係者等にも拡大をして、推進をしておられるようでございました。

宇部市では、市の出前講座のメニューに、「あなたのゲートキーパー基礎編」と題し、推進をしておられます。

防府市におきましても、今後さらにこのゲートキーパーの対象者を拡大し、より多くの方たちの温かい心配りで、悩んでいる方々を支援していく必要があるのではないかと思います。御所見を伺います。

○議長（行重 延昭君） 市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えをいたします。

初めに、防府市の自殺者の状況を申し上げます。

平成24年度内閣府の統計によりますと、全国では自殺者数が15年ぶりに3万人を下回っておりますが、防府市では24人の方が亡くなっておられ、平成22年からは横ばいの状態が続いております。

その自殺死亡者数を年齢階級別で見ますと、最も多いのは60歳代で、次いで50歳代、そして70歳代となっております。男女構成では、男性が約7割を占めております。なお、主な原因、動機として最も多いのは健康問題でございます。

議員御質問の本市の自殺予防対策の現状でございますが、相談事業、普及啓発事業が主なものでございまして、相談事業につきましては、随時保健センターで行っており、相談内容によっては他の専門機関等につなげ、対応いたしております。

次に、普及啓発事業につきましては、9月の自殺予防週間に合わせ、自殺に関する基礎知識や身近な相談窓口を紹介したパンフレットを作成し、全戸配布いたしております。

また、3月の自殺対策強化月間では、自殺予防の啓発用ポケットティッシュなどを薬局や庁内各窓口・出先機関へ配布し、啓発用缶バッチをゲートキーパー養成講座修了者や、市役所職員などへ配布するとともに、心の悩みに関する身近な相談機関の連絡先を記載したステッカーを全公用車に貼るなど、啓発に努めております。

さらには、市民の方を対象に「こころの健康づくり講演会」を年1回実施しております。

その他、平成22年7月に「防府市うつ病・自殺予防対策庁内連絡会議」を創設しまして、年に1回、庁内10の関係課が自殺の現状報告や情報交換など、自殺予防対策に関する調査・研究を行い、市を挙げて自殺予防に取り組んでおります。

また、議員御指摘の「防府圏域自殺予防ネットワーク会議」は、山口健康福祉センター防府支所の所管により、平成23年度に創設されたものでございまして、防府医師会や商工会議所など、市を含め10の関係団体が年2回、協議・研究を重ねておられます。

次に、ゲートキーパー養成の充実についての御質問にお答えいたします。

ゲートキーパーは門番という意味で、地域で自殺を考えている人に出会ったとき、サインを見逃さず、自殺を防ぐため、適切な専門家へつなげる大切な役割を果たす人のことでございます。

議員御指摘のとおり、平成23年度、24年度はケアマネージャー、教育関係者、包括支援センター職員、薬剤師会会員、民生委員、母子保健推進員、市・県の職員などを対象に130名の方を養成いたしました。

平成25年度から、さらに身近な一般市民の方にも広げるため、「聞いて得するふるさと講座」に新規登録し、要望される地域で養成講座を開催いたしております。なお、11月までに3カ所の地域から要望があり、55名の方が受講されておられます。

また、高齢者の自殺も多いことから、平成23年度に引き続き、新たに60名のケアマネージャーの方を対象に養成いたしたところでございます。

一人でも多くの方の命を救うために、今後も地域の方や「防府圏域自殺予防ネットワーク会議」の関係団体などを対象に養成事業を行いまして、一人でも多くの方にゲートキーパーになっていただき、心の悩みを抱えている方の出すサインに気づき、聞き、寄り添い、そして専門機関につなぐを柱としまして、各地域地域で見守りができるよう事業を充実してまいりたいと存じます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 1番、高砂議員。

○1番（高砂 朋子君） ありがとうございます。

私は以前、この議会棟におりますときに、ある方から「今から死にます」というメールを受けたことがございます。そのときにどうすることもできず、消防署のほうへまずは御相談をいたしました。こういった場合は救急車を向けることはできないということで、とっさに防府警察署のほうにお電話をいたしまして、パトカーでその方のところへ行っていただき、自傷行為で済んだという経験をいたしました。

そのときに、私には本当に力がないなということを感じたわけでございます。どういふふうに声をかけていいか、何をしたいかわからないのが、こういった死を考えている方たちにとって何をしたらいいのかということを実際に日々悩んでいるところでございます。そういったことから、今回のゲートキーパー養成の充実についてということを取り上げをさせていただきます。

市内におきましても、先ほど市長の御答弁にありましたように、20数名の方が亡くなってらっしゃる、これは本当につらい現実でございます。何とせよという思いで、より多くの方にこのゲートキーパーになっていただき、見守る、また、そして支えになっていく、それをまた専門機関につなげていく、こういったことで、こういったつらい現実が防府市からゼロになるように皆様とともに心を砕き、取り組みをしていく必要があるのではないかと考えておるところでございます。

ちょっと一つ、二つ質問させていただきますが、高齢者の方々の中には、先ほどありましたように行く末の不安や老老介護の不安の大きさから、生きる希望をなくされている方もいらっしゃいます。重ねて病気となると、大変御苦労も多いわけでございます。

山形県の天童市では、高齢者を対象としたうつ予防事業、うつ予防支援マニュアルをつくらせまして、それを全市的に活用されておられるようでございます。今後の高齢化の進展に伴い、介護や福祉の部分との連携、取り組みが大変重要になってくるのではないかとこのように考えております。

市におかれましては、いろいろお考えだとは思いますが、いま一度、今後の取り組みについて御紹介をしていただければと思います。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（清水 敏男君） ただいま議員さんが御紹介いただきました天童市につきましては、厚生労働省の介護予防マニュアル改定版やうつ予防支援マニュアルの改定版を活用して事業に取り組んでいらっしゃるということがわかりました。

本市のうつ予防対策としましては、介護予防事業として、二次予防事業対象者の把握に、チェックリストというのをもとに、うつ病予防の項目にチェックのついた方を対象に個別

訪問をこれまでやってまいりました。

今年度からは、基本チェックリストが返送されてこない方を個別に訪問して、実態の把握に努めておりますが、基本的には厚生労働省がつくりましたうつ予防支援マニュアル改定版に基づいて、今の私どもの事業を進めております。

今後もさらに事業の充実を目指して、引き続きこの予防事業については、力を入れてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 1 番、高砂議員。

○1 番（高砂 朋子君） ありがとうございます。

今年度、新たに60名のケアマネの方もこのゲートキーパーの養成講座を受けられたというふうな御答弁も最初にございました。より多くの方が、この高齢者の方々だけではございませんけれども、寄り添う体制に、また気づいていける体制にしていただければと思います。

どうかよろしく願いをいたします。

もう一点でございますが、最近、産後うつという言葉もよく聞くようになりました。出産後の子育ての中で大変悩んでいらっしゃるお母さんがいらっしゃるという話をよく聞くわけでございますけれども、こういった育児不安への支援という状況はどうでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（清水 敏男君） それでは、産後うつ病の予防対策といたしましては、保健師や助産師による乳児訪問の際に、エジンバラ産後うつ病質問表を用いまして、出産後からの体調や気持ちの変化や子育てについての不安などをお聞きすることから、その中で産後うつ病を早期に発見して、必要に応じて医療機関につなげたり、子育て支援課で行います養育支援訪問事業の子ども家庭支援員によるきめ細かな訪問を始めるなど、予防に努めております。

また、産後うつ病の発生や育児不安の強い生後2カ月の時期に、子育ての身近な相談役として、母子保健推進員の方へ家庭訪問をお願いしております。不安の解消に努めておりまして、その訪問の中で、母親の育児不安や育児ストレスなどがある場合には、必要に応じて保健師や助産師が家庭訪問を行い、対応している状況でございます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 1 番、高砂議員。

○1 番（高砂 朋子君） ぜひとも、こういった産後うつという言葉が大きく聞かれるということに対しては、その背景には、そういった悩んでいらっしゃる方がたくさんいらっしゃる

やるということでございますので、よろしく願いをいたします。

現在、いろいろな養護施設がありますけれども、そこに入所をされる子どもさんたちの多くには、いろいろな家庭の状況がもちろんあるわけですが、近年はうつにかかっていらっしゃるお母さんが影響している、そういった現状もあるようでございます。

子どもたちに本当に愛情を注ぐことができないという状況は、本当につらいものがございます。いろいろな支援が必要かと思えます。どうかよろしく願いをいたします。

これは御紹介でございますけれども、神奈川県綾瀬市では、心の訪問事業とされまして、育児不安が強く、継続的な支援が必要な方や介護保険等の制度を利用していないひとり暮らしの高齢者の訪問活動の中に、「死にたい」と訴える相談件数が増えているということで、月4日程度だそうでございますが、非常勤保健師を配置されまして、継続的な訪問支援、これは自殺予防対策としてということでございますけれども、訪問支援を行う、そのような取り組みもあるようでございます。

多くの皆様のお力で、悩みふさいでおられる方々に、気づくこと、見守ること、つながることが推進されるよう、強く願っております。

それから最後、一つだけ要望をしておきたいと思えますが、以前私はDVなどの相談先を付したカードを、公共施設や市内のスーパーなどの商業施設などのトイレに、主に女性のほうのトイレに設置していただきたい旨の要望をいたしまして、実施をさせていただいております。必要な人の手に届きやすいように、また、そっとポケットに入れられるようにと配慮したものでございます。

男性の方の死亡が多い、自殺が多いという御紹介もありましたけれども、先ほどからポケットティッシュの配布等もされている、連絡先が入ったポケットティッシュ等の配布もされているということでございましたけれども、命を守るための相談カード、このようなものをつくっていただきまして、公共施設はもちろん、市内の商業施設、また駅とか、いろいろなところに男女問わず、そっと置いておいていただくと、それをまた皆さんが利用されたときに必要な方には取っていただくと、そういった取り組みも必要ではないかと思えます。命を守るための相談カードの設置を検討していただきたいと思えます。

2項目めはこれで終わります。

それでは3項目め、緊急通報についてお尋ねをいたします。

1点目でございます。

緊急通報システム装置設置要件の拡充について。

平成18年7月、緊急通報システム設置要件の拡充を求める一般質問をいたしました。当時はひとり暮らしの高齢者であり、虚弱といっても寝たきりに近い方に限られておりま

した。そのような状態でなくても、健康に不安を持たれる高齢者からの設置を希望される声があり、拡充を要望したわけでございます。

現在の設置要綱では、（１）おおむね６５歳以上、虚弱なひとり暮らしの高齢者、この場合は民生委員さんの署名と所見が必要でございます。（２）７５歳以上のひとり暮らし、この場合は希望者が設置できます。（３）ひとり暮らしの重度身体障がい者ということになっております。あとは、（１）３号に準ずると市長が認めた者となっております。

原則、ひとり暮らしとなっておりますけれども、高齢者や障がい者の御夫婦、また兄弟、親子などの場合においても、この緊急通報装置が必要なことが実際でございます。

現在は個々に審査され、対応されているようではございますけれども、今後の高齢化、また独居化が進む中、設置要件の拡充が必要ではないでしょうか。

２件目でございます。

緊急通報web119についてでございます。

市は、平成２３年４月より、耳や言葉の不自由な方が緊急時に通報できる緊急通報web119を運用開始しておられます。現在の登録状況、また、運用状況をお聞かせください。

つい先日、私の友人である重度身体障がい者御夫婦に起きたことを御紹介させていただいた上で質問に入ります。

御夫婦とも聴覚には支障はございませんけれども、言語に障がいがあるため、ファクスやメールでさまざまな連絡を取っておられます。つい先日でございますけれども、部屋の中で転倒した彼女は、頭部を強打し、出血。意識もうろうとする中で、彼女から助けてほしいとのメールを受信いたしました私は、あいにく市外におりまして、御近所に支援を依頼し、救急車を呼んで搬送していただきました。

このことを通して、何か方法はないかと障害福祉課に相談したわけでございます。教えていただきましたのが、緊急通報web119でございます。

音声による119通報が困難な方が簡単にGPS機能付きの携帯電話等利用して、119通報ができるシステムでございます。救急車マークと火災マークが表示されますので、そのマークを押すだけで通報ができるようになっておるといことでございます。

さらなる消防と福祉の部署との連携による周知の必要性を痛感をいたしました。いま一度、関係者によるこの緊急通報の周知をお願いしたいと思いますけれどもいかがでしょうか。また、対象者の方が窓口に来られた際には、このようなシステムがあることを積極的に紹介をしていただき、希望者には窓口で登録までできるように配慮していただけると嬉しく思います。

以上、御質問をいたします。

○議長（行重 延昭君） 執行部の答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

緊急通報装置は、ひとり暮らしの御高齢の方や障害をお持ちの方が心身の状態の急変や災害時に、簡単な操作によりましてあらかじめ設定した連絡先に通報するものでございまして、御利用をされる方に安心して生活していただくことを目的といたしております。

議員御質問の設置要件の拡充につきましては、今後も高齢化の進展によりまして、ひとり暮らしの高齢者の方や高齢者のみの世帯、また、高齢者の方と障害者の方の世帯など、不安を感じられる方が増えると考えておりまして、お体の状態や生活の実態など、申請をされた方の状況をよくお伺いした上で、安心して地域で暮らしていただけるため、柔軟に対応してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、緊急通報web119についての御質問でございましたが、これは、防府市消防本部が平成23年4月1日に県内で最初に導入いたしましたものでございます。

このシステムは、市内在住の聴覚や言葉に障害のある方が、お持ちの携帯電話や御自宅のパソコンからインターネットを利用して、火災・救急などを消防機関へ緊急通報できるものでございます。ファクスによる緊急通報の受け付けも行っておりますが、自宅からの通報に限定されております。

しかし、緊急通報web119は、携帯電話を使用しますことから、どこからでも通報することが可能となりまして、消防本部側から通報者の方へ文字による問い合わせを行うことも可能となっております。

また、GPS対応の携帯電話であれば、位置情報の把握をすることも可能でございます。

さらに、通常のメール送信と違い、インターネットを経由して情報を送信するため、通報が遅延することもございます。

緊急通報web119の登録状況でございますが、聴覚障害者の団体を中心に、現在80名の方が登録されておられます。

また、運用状況につきましては、平成24年9月に火災の通報を受けまして出動いたしました。これは、幸いにも、誤って通報されたものでございました。以上、これ以外の実例はございません。

次に、関係者への緊急通報web119の周知及び希望者に対する窓口での登録についてのお尋ねでございましたが、この緊急通報web119を運用するに当たりまして、平成23年1月から3月までの間に5回、聴覚障害者及び音声・言語障害の方々に、登録及

び利用方法についての説明会を実施いたしまして、会場において登録を希望される方の登録を行うとともに、さらに平成25年4月にも、新システム移行に伴う説明会も行っております。

緊急通報web119の利用を広めるため、ホームページにおきまして、システム概要、新規登録の方法、通報要領などについての御案内を掲載しているところでございますが、さらに市広報及びFMわっしょいによる広報を行うなど、健康福祉部と連携して、機会を捉えては関係者へ広く周知してまいります。

希望者の登録につきましては、消防本部通信指令課におきまして、随時受け付けを行っておりますが、さらに多くの方々に登録していただくため、健康福祉部高齢福祉課、障害福祉課におきましても受け付けができるようにいたしたいと存じます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 1番、高砂議員。

○1番（高砂 朋子君） ありがとうございます。

緊急通報システムのことでございますけれども、高齢者の中には間違っただけで緊急ボタンを押してしまったとか、実際に聞いたことがあるんですけど、飼いネコが押してしまったと、そういった話を聞いたこともございます。

間違い通報等の状況を、ちょっと消防長のほうにお聞きしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 消防長。

○消防長（牛丸 正美君） 御質問にお答えいたします。

平成20年から現在までの5年間に、緊急通報装置から消防本部への通報は461件ございまして、このうち、救急要請された50件と、全く応答がない134件につきましても、救急車を出動させております。

消防本部といたしましては、通報を受け、応答がない場合には全て救急車を出動させ、必ず安否確認を行っております。

残りの277件につきましては、自宅で飼っているペットが通報ボタンに触れたとか、掃除をしていて誤ってボタンにさわったなどによる間違い通報でございました。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 1番、高砂議員。

○1番（高砂 朋子君） ありがとうございます。

故意に押される方はいらっしゃらないかもしれませんが、設置当初は認知症等もなかったけれども、次第に認知症等が出て、ボタンを押してしまったというような事例も聞いたことがございます。

いろいろと間違い通報の状況を教えていただきましたが、こういったことをお聞きいたしますと、設置後の福祉サイドのフォローの必要性というのがあるのではないかと思います。

やはり、認知症が進んでは、この緊急通報装置もなかなか有効的には使われないという状況も生まれてきます。中には、必要と思って設置をした家族が亡くなったけれども、その後、残された方がどうしていいかわからないとか、いろいろな設置後のフォローというのが大事になってくるのではないかと、また、そういう時期に来ているのではないかと、いろいろなお話を聞いて思っております。

福祉サイドのほうについてはどのようにお考えか、健康福祉部長のほうにちょっとお聞きしてもよろしいでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（清水 敏男君） 議員が御指摘をされておりますように、機械というのはあくまでも補助的な部分だと考えております。

したがって、ここで一番必要なのは人による日ごろの身守り支援の体制だと思っておりますので、こういった見守り支援の体制が十分整備できますように、これからも包括ケアシステムという中で考えていきたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 1番、高砂議員。

○1番（高砂 朋子君） 先ほど、飼いネコが押してしまったという方のところに行ったときには、結局、お菓子の箱を上置いてこれで大丈夫だと、そういうふうに対処したこともございますけれども、いろいろな意味でこの緊急通報装置があることで安心をされていらっしゃる方もございます。

救急での実働件数は50件というふうに教えていただきましたけれども、何もないことには越したことはございませんが、この緊急通報装置があることで安心をしていただいて、ひとり暮らし、また、高齢者同士、また障がい者の親子や兄弟、そういった方々にとって安心のツールになるということは間違いございませんので、こういったシステムのことについては、さらなる啓発、導入の推進をよろしく願いをしたいと思っております。

それから、最後、要望になりますけれども、web119のことですが、防府市におきましては、先ほど市長よりの御答弁にありましたように、聴覚障がいの団体の方が大変積極的に取り組んでおられまして、その取り組みは県下でも注目をされているようにございます。

このweb119も、県下、一番最初に導入ができたということは、この聴覚障がい者

の団体の方々の熱い思いからだと聞いております。

今回御紹介いたしました私の友人の場合は、聴覚障害がいの団体に属している方ではございません。身体の障がいの方でございますけれども、やはりそういった方たちの中にも言語に不自由を感じていらっしゃる方がおられるわけでございます。今回は、けがでございましたので、多少の時間のロスがありながらも対応ができたわけでございますが、もし火災だったらということを見ると、本当にぞっといたします。

障がいのあるなしに関係なく、いざというときの緊急通報ができ、大切な命を守ることができるように、今後の配慮あるお取り組みをよろしく願いをいたします。

それから最後、4項目めでございます。

防犯ブザー支給事業について、お尋ねをいたします。

児童の防犯ブザーの携帯状況と防犯教育についてお尋ねをいたします。

毎年、小学校新1年生に配布されております防犯ブザー、一時、不審者による声かけや連れ去り等の国内の大きな事件の報道によりまして、防犯ブザー携帯も注目されておりましたが、現在の児童の携帯状況はいかがでしょうか。

平成24年度の決算審査の折、聞きました不審者による声かけ、つきまといの事例は、市内で平成23年が8件、平成24年度が1件あったということでございました。これは、決して安心できる数字ではございませんで、緊張感を持って対処すべき現状が今もあるということを痛感いたしました。

防犯ブザーの使い方や心構えなど、防犯教育についてはどのように今実施されているのか、改めてお聞きしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 教育長。

〔教育長 杉山 一茂君 登壇〕

○教育長（杉山 一茂君） 御質問にお答えいたします。

まず、防犯ブザーの携帯状況でございますが、本市では小学校入学時に全児童に防犯ブザーを配付しておりまして、その際、使い方と登下校時の携帯を指導し、また、入学後も事あるごとに児童に指導しております。

しかし、学年が上がるにつれ、携帯する児童が少なくなっている現状は、議員がおっしゃるとおりでございます。その理由でございますが、子どもたちが発達段階に応じて不審者への対応が的確にとれるようになってきたとの思い、あるいは電池が切れたり、防犯ブザーが壊れたりして、そのままになっているものと想像されます。

そのために、月1回程度、防犯ブザーの点検等を児童に指導している学校や、登下校の際だけでなく、子どもだけで外出するときにも防犯ブザーを携帯するよう、保護者への啓

発を随時行っている学校もございます。

こうした状況の中で、防犯教育の実際についてでございますが、各学校では、不審者を想定した避難訓練を行っております。小学校では、不審者に遭遇した際に被害に遭わないための行動として、「行かない」「乗らない」「大声で叫ぶ」「すぐ逃げる」「知らせる」、こうしたことを指導していますが、子どもたちが確実に行動できるよう、それぞれの行動の頭文字、「行かない」の「いか」、「乗らない」の「の」、「大声で叫ぶ」の「お」、「すぐ逃げる」の「す」、「知らせる」の「し」、合わせて「いかのおすし」という、わかりやすく覚えやすい合言葉にして指導しております。

さらに、このとき大声を出すことに加えて、防犯ブザーを使うと有効なことを指導したり、場面を設定して、防犯ブザーを鳴らす訓練を取り入れたりしています。

防府市教育委員会といたしましては、スクールガードリーダー及び少年安全サポーターの方々と連携して、これからも各学校が防犯訓練を計画的に行うとともに、防犯ブザーの携帯を積極的に啓発していくよう働きかけてまいります。

このたびは、御指摘どうもありがとうございました。

○議長（行重 延昭君） 1番、高砂議員。

○1番（高砂 朋子君） ありがとうございます。

私も子育てを離れて時間がたつものですから、防犯ブザーの様子というのは、最近のことがちょっとよくわかりませんでした。

しかしながら、昔はランドセルの横にぶら下げて歩いている子どもをよく見かけましたし、ポケット等にぶら下げている子たちも見ただけでございますけれども、最近はそういった様子を見ないということをちょっと心配しておりました。

そこで、私ども公明党の先輩議員であります廣石議員が提案した防犯ブザーの支給の事業でございます。大事な事業だと思っております。

今後もやはり緊張感を持って、不審者対応、変質者対応というのはしていかないと、忘れたころにそういった事件というのは起きてくるわけでございます。そういった意味からもいま一度、防犯ブザーの重要性というものを再確認をしていただきたい、そのように思ったわけでございます。

一つだけ、ちょっと質問をさせていただきますが、中学校の生徒の携帯状況をお聞きしたいと思っております。私が思いますには、必要と感じる生徒にはこの携帯を進めることも必要ではないかと考えておるわけでございますけれどもいかがでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 中学校の生徒への防犯ブザーの携帯ということでございます

が、現状を申しますと、議員、今指摘されましたが、私どもの調査によりますと、全体で全市内の中学校の中学生の携行率、残念ながら1.5%ぐらいです。ほとんど持っていないというのが状態です。

ただし、中学生の多くが、そういうふうな不審者に出会ったり、そうしたときには素早く逃げることに、あるいは大声が出せるという、そういうふうなことから、ただ持っていないだけ、あるいはひょっとしたら中学校に入った段階で、もう要らないと思っているのかもしれない。

ただ、この防犯ブザーによって、私どもは危険の回避なり、あるいはそうした不審者が、鳴らすことに対して、それは周りの人には聞こえないかもしれないけれども、不審者がひるむと申しましょうか、そうしたところで大変有効なものだと考えております。

ぜひ、今後この防犯ブザーにつきましては、中学生においても携行するよう、私ども指導してまいりたいと、そういうふうに考えております。

小学生もなかなか、あまり学年が上がるにつれて持っていないという状況の中で、100%持っている校区もございます。そうしたことをしっかり周りの学校に周知しながら、中学生についてもその危険性、万が一のときのために持つという、そういうふうなことを指導したいと考えております。

本当に持つ割合として大変少ないということを、今後は絶対にこうした不審事が起こらないように、そうした未然防止のために取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 1番、高砂議員。

○1番（高砂 朋子君） 市内には、見守り隊の皆様の御協力もあります。また、のぼり旗の設置をしていただいているところもたくさんございまして、これは子どもたちにとってのサインになるというだけでなく、大きな抑止効果につながると思っております。

この防犯ブザーも一緒でございまして、子どもたちがランドセルにぶら下げているというのは、一つの子どもたちを守る、これで全て不審者から、また、変質者からブザー一つで守れるということではございませんけれども、この大きな抑止の力にもなる、また、実際に怖い思いをしたときにブザーのけたたましい音で守れることもたくさんあるのではないかとこのように思っております。

保護者への啓発というのも大事なことになってくると思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） まずは、家庭にも御理解いただきながら、携帯については考

えていきたいと思えます。

そのために、小学校だけではなく中学校におきましても、例えば保護者会とか、あるいは学校便り等を通じまして、それぞれの御家庭に理解していただきまして、生徒の防犯ブザーの携帯を進めてまいりたい、そういうふうを考えております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 1番、高砂議員。

○1番（高砂 朋子君） 最後でございます。

この防犯ブザーを通しまして、いま一度、各御家庭で防犯についての語らいのきっかけになればと思っております。中学生が全員持つてくださいますということを私も申し上げますけれども、必要と感じる生徒には携帯をさせると、そういったこともいいのではないかと思っております。

いま一度、防犯ブザーを通しての防犯教育の推進をよろしく願いをいたしまして、私の質問を終わります。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 以上で、1番、高砂議員の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 次は、17番、山下議員。

〔17番 山下 和明君 登壇〕

○17番（山下 和明君） 公明党の山下です。どうぞよろしくお願い申し上げます。それでは、通告の順に従いまして、質問させていただきたいと思えます。

先に、風疹予防接種について質問させていただきます。その後に、特定健康診査事業、そして、人間ドック利用助成事業について、質問をさせていただきます。

風疹の流行状況について、国立感染症研究所の資料を参考にすると、2011年にアジアで大規模な風疹流行が発生し、海外で感染を受けて帰国した後に、風疹を発症する成人男性と職場での集団発生が散発的、ときどきに報告されるようになった。

2010年に87人であった報告者は、2011年に378人となり、2012年には2,392人となった。2013年は患者数がさらに急増し、2013年5月1日現在の報告数は5,442人となり、2012年1年間の2倍以上となった。

首都圏と近畿地方が多いが、急速に全国に感染が拡大している。

報告患者の9割が成人であり、男性が女性の約3.5倍である。男性は20歳から40代に多く、女性は20代に多い。2013年第1週から17週の間で5,442人と、2012年第1週から17週157人の風疹患者報告数を比較すると、2013年は

2012年の約35倍であるということで、まず先に風疹の広がりについて紹介をいたしました。

風疹は三日はしかとも呼ばれます。発熱、発疹、リンパ節が腫れるを特徴とするウィルス性発疹症で、大人がかかると重度化しやすいため、注意が必要であります。風疹に感受性のある妊婦が妊娠初期にかかると、出生時、子どもが先天性風疹症候群、どうなるかという白内障、心臓病、難聴等を発症する可能性が高くなりますので、予防接種による予防が重要です。

平成24年夏から首都圏を中心に風疹が流行し、患者数も急増しており、現在も流行が続いており、今後も地方への流行の恐れがあります。

そこで、質問の第1点は、風疹の合併症から生まれてくる子どもを先天性風疹症候群から守るために、抗体がついていない妊娠を予定している女性や同居家族も、可能な限り早く風疹の予防接種を受けていただくために、風疹予防接種への周知はどうしているのか、お伺いいたします。

2点目は、風疹が全国的に流行する中、風疹予防接種への助成をしている自治体も急増しております。今後も流行の恐れがある状況から、先天性風疹症候群の発生防止を目的に、風疹にかかったことがなく、予防接種を受けたことのない人のうち、妊娠を予定、または希望している女性と同居する家族を対象に、風疹予防接種費を助成事業の実施ができないものか、お尋ねいたします。

よろしく願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 17番、山下議員の質問に対する答弁を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（清水 敏男君） 風疹の予防接種についてお答えいたします。

まず、風疹について、最近の発症状況を申し上げますと、平成24年から国内で流行が始まり、議員御指摘のように20代から40代までの、主に成人に発症し、男性が約8割を占めております。

ことしに入りまして、11月20日現在、国内の発症者は1万4,269人、山口県で32人、防府市で残念ながら一人の感染者が報告されております。

風疹の予防は、国の責務において、その感染症対策が進められてまいりましたが、昭和52年度から定期予防接種として、中学3年生の女子を対象に集団接種として始まりました。

その後、副反応の影響などで一時中止の期間がございましたが、法改正による接種対象年齢の見直しや個別接種に移行されたことなどから、接種率が低下した経緯がございます。

平成18年度からは2回接種となり、さらに平成20年度からは5年間、1回しか接種機会のなかった年代に、定期接種として2回目の接種を行ったことで、その発症は低く抑えられてまいりました。

簡潔に申し上げますと、平成2年4月2日以降に生まれた方は、おおむね23歳以下の方でございますが、抗体保有率が高くなっていると思われれます。それ以外の方で幼少期など過去に発症歴がなく、かつ接種機会がなかった方は、抗体がなく、感染の危険性が高いと考えられております。

そこで、御質問の1点目の風疹予防の周知でございますが、現在、国において、妊婦が感染することの危険性と妊娠を考えている本人及びその家族に対して予防接種を推奨するという内容の啓発を報道機関等を通じまして全国的に行われており、本市としましても、同様の内容を市広報及びホームページに掲載し周知するとともに、ことしの5月からは、市民課の窓口におきまして婚姻届を出された方全員にパンフレットをお渡しし、お知らせをしているところでございます。

次に、2点目の御質問の風疹の予防接種費用の助成についてでございますが、議員御指摘のとおり、先天性風疹症候群の発症防止は、生まれてくる子どもを守るためには大変重要なことでございます。

流行が著しい首都圏などの地域で、その接種費用に対して助成を開始している自治体もございまして、現在、国では風疹の感染予防及びまん延防止対策の強化として、新年度予算の概算要求額が公表されておりました。その中では県が事業主体となり、風疹の抗体検査に対する費用の助成が検討されているところでございます。

この助成制度が開始されれば、本市といたしましても、抗体検査を受けられた方のうち、接種の必要があるとされた方に助成を行うなど、国や県及び他市の動向を注視しながら、予防接種費用のあり方について、検討してまいりたいと考えております。

なお、今後も風疹の感染予防や抗体検査、予防接種の必要性を周知し、市民の皆様へ啓発を続けてまいりたいと存じますので、よろしく御理解いただきますようお願い申し上げます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 17番、山下議員。

○17番（山下 和明君） それでは、1点目の周知について、先に質問します。

風疹の定期接種、今、御案内がありました。人数というものは、これは決算書に載っております。これを見れば3,974人、平成24年度ですけれども、定期接種しておられる人数というものはわかるわけでありまして、

今、ホームページ、市広報等で周知もされておられると。しかし、成人の24歳、この定期接種から2回接種、ひょっとしたらという方が24歳以上の方がいらっしゃるわけがあります。そうしますと、それ以外の、いわば定期接種以外、自己負担で接種している成人の方の実態というものをつかんでおられるのか。この件についてお伺いしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（清水 敏男君） 先ほど議員が数字をおっしゃいました決算資料の数字でございますが、これは平成20年から5年間は、これまでは1歳と小学校入学前の1年間の第2期までが接種の機会だったんですけれども、この5年間に限りましては、中学生相当と高校3年生相当ということで、4回接種をされているという数字で3,900という数字になっているものでございます。

実は、国のほうでも、任意接種でございますので、実態というのがはっきりつかめておりません。今、報告されている数字というのは、あくまでもワクチンを出荷した数字から類推されているものでございまして、したがって市としても市内で任意接種された方の実態を把握していないのが実情でございます。

○議長（行重 延昭君） 山下議員。

○17番（山下 和明君） 任意で接種されている、その実態についてはつかんでおられないということでありますが、その接種自体をつかんでいないと、的を得た風疹予防接種の周知にはつながってこないんじゃないかと思うんです。

せっかくそこまで努力されて周知をされると。しかし、どういった周知に効果があらわれてきたのか、いわば、そこが大きな課題であることは御承知のことだと思うんですけれども、ぜひ完璧な、要するに接種数ではなくて、その周知が効果があるかないか、そういった部分について、あらかた調査をすべきではないかと思うんですが、どうでしょう。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（清水 敏男君） 実態の調査につきましては、大変難しいだろうと考えておりますが、私ども今まで周知をさせていただいたのは、先ほど答弁の中でお答えを申し上げておりますけれども、婚姻届をお出しになられる方、これから妊娠を予定される方々につきましては、スポット的に周知を本当はさせていただかなくてはいけないだろうと考えております。

御本人と配偶者の方、それから同居されている御家族の方に、少なくとも抗体値が低い場合には接種をお勧めするというのが国の姿勢でございますので、国も、まず抗体検査をするという方針に今後なるようで、期待しておりますので、そうなればそういう方を対象

に、また病院の窓口なんかでお知らせをすることは可能だろうというふうに思います。

○議長（行重 延昭君） 山下議員。

○17番（山下 和明君） これにつきましては、部長の一存で判断は難しいとは思いますが、医療機関とそうした数値が取れるものであれば、参考にとということで、取られるといいと思います。

次に、2点目の接種費用の助成について申しますけれども、先ほど御答弁があったように、国のほうもこういった風疹対策について、先ほど御案内があったように、山口県が抗体検査、要するにそういったものがちゃんとついているか、ついていないかという検査費用を支援していくということがほぼ決まっておるということで、その事業が開始されれば、防府市としてもさっき言ったような実態も必要になってくるかと思うんです。

接種費用の助成についても実施を検討していくという、この件については、私は前向きにそのようになっていくだろうというように期待しております。

この件について、最後になりますけれども要望しておきたいと思っておりますけれども、先ほど述べましたように、この平成25年の上半期、風疹が急増傾向にあったということで、都市部を中心に風疹が流行している中、人の流れ、都市部から人が流れてくることというものは食いとめるということは、そういった流れをとめるということは非常に難しいものだと思います。

そうした状況下でありますので、風疹予防の支援として、接種費用を助成している自治体も増えてきているのも、これも事実であります。そうしたことで、今後の流行状況を見きわめて風疹予防接種が必要だと、また、それを食いとめるためには接種費用の助成事業が必要だということを判断されて、県が云々ではなくて、判断をして、こういった事業が実現できるようによろしくお願いをしたいと思います。

この件については以上です。

次は、保健事業について。特定健康診査事業と人間ドック助成事業について、質問いたします。

先に、特定健康診査事業についてであります。医療制度を将来にわたり、持続可能なものとするには、被保険者の健康増進を図る特定健康診査の取り組み及び充実は欠かせません。本市の40歳から74歳の国民健康保険加入者の特定健康診査受診率、第1期の実施計画からすると、ここ3年の実施状況は、平成22年度は29.3%、平成23年度は28.8%、平成24年度では27.4%と、受診率は下降線をたどっております。

実施計画では、平成24年度の受診率目標値は65%に設置していただきましたので、平成24年度の受診率27.4%と比較すると、その目標値に近づき、届くことは不可能であ

り、この目標値は何を意味しているのか、疑問を感じているものであります。

そこでお尋ねいたします。

平成25年度から5年間の第2期実施計画としておりますが、本年度の特定健康診査の受診率、実施状況は改善方向にあるのか、お伺いいたします。

次は、人間ドック助成事業についてであります。

人間ドック助成事業は、30歳から74歳までの国民健康保険被保険者で、国保料を完納している方が対象となります。

本市の人間ドック利用助成事業の実績は、平成22年度で5,776人、平成23年度で6,994人、平成24年度で7,342人となっており、平成22年度と24年度を比較すれば、2年間で1,566人、約20%利用者が増加しており、当局の努力が伺えます。

そこでお尋ねをいたします。

人間ドックの検査項目に国保が実施します特定健康診査の検査項目が全て含まれていまずので、さらに人間ドックの実施を引き上げれば、特定健康診査の受診率にも大きくかわってくることは御承知のとおりであります。

そこで、本市の自己負担額は1割負担3,000円で申し分ないと考えます。そして、申込期間は6月から12月27日で、受診期間は6月から翌年3月末日までとしています。が、年間通しの通年対応はできないものか、医療機関との協議も当然だと思いますが、御所見をお伺いいたします。

○議長（行重 延昭君） 市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

国民健康保険の特定健康診査につきましては、国民誰もの願いである健康と長寿を確保しつつ、医療費の伸びの抑制にも資するために、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づきまして、平成20年度から平成24年度を第1期、本年度から平成29年度までを第2期の特定健康診査等実施計画としまして、40歳以上75歳未満の被保険者を対象に、内臓脂肪型肥満などの生活習慣病に関する健康診査を行いまして、その結果により、健康の保持に努める必要がある方に対する保健指導の実施が義務づけられた健康診査でございます。

お尋ねの受診率及び実施状況につきましては、御案内のとおり、第1期特定健康診査等実施計画の最終年度であります昨年度までは横ばい状態でしたが、本年度は少し改善いたしております。

受診情報が2カ月遅れで国保連合会から送付されてまいります関係で、直近の数値が9月末時点となっておりますが、受診者数におきましては、約3%伸びている状況でございます。

今後とも、こくほだより、市広報、ホームページ、市民課ロビーのモニターテレビなど、多くの被保険者へ受診を呼びかけるなど、受診率の向上を図ってまいりたいと存じます。

さらに、今年度KDBシステム、これは国保データベースシステムと申しまして、データに基づき、地域の健康状況の把握、健康課題の明確化、保険事業の効果的な実施とその評価が可能となるものでございますが、このシステムを導入いたしましたことにより、特定健康診査の結果を含め、レセプトの統計的な活用や分析ができるようになりましたので、これを活用いたしまして、重症化や合併症の境界域にある被保険者の方に保健指導などのアプローチをすることで、被保険者の方の健康状態を改善し、その結果、医療費の適正化にも結びつけていくことができないか、検討してまいりたいと考えております。

続きまして、人間ドック利用助成事業についてのお尋ねでございましたが、人間ドック利用助成事業につきましては、特定健康診査と同様に、被保険者の健康チェックをすることによりまして、医療費の適正化につながるため、30歳から74歳までの国保被保険者のうち、希望者を対象に、保険料の完納を要件として、日帰り人間ドックを実施いたしております。

本事業は、自己負担率を費用のおよそ1割といたしまして、県内他市と比較しても大変利用しやすく、近年では、健康意識の高揚とともに利用件数も伸びております。

議員お尋ねの通年の利用につきましては、被保険者の方の利便性の向上を図るものと思われませんが、年度当初は5月31日の出納閉鎖により保険料の完納が確定することや、利用券の作成や防府医師会との協議を経る必要があることなどから、6月開始といたしております。

また、利用券受付期間の延長につきましては、防府医師会からの要望で、1月から3月までの間は、インフルエンザの流行などにより、病院の受付が非常に混み合うなどの理由で、年内までの予約受付としたいとのことでありまして、現状でも既に年明けの予約が受け付けられない病院もあると聞いておりますので、年内受付とすることで御理解を賜りたいと存じます。

なお、人間ドックの利用可能期間といたしましては、6月から3月までの10カ月ほどでございますので、その間での御利用をお願いいたしたいと存じます。

人間ドック利用助成事業に関しましては、特定健診の検査項目を網羅しておりますので、利用が増えることにより、特定健診の受診率も向上いたしますし、また、任意検査として

脳ドックなども利用でき、被保険者の方の健康チェックもできることから、今後とも早目の予約をお願いすることもあわせ、さまざまな方法を用いましてPRをしてまいりたいと存じます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 山下議員。

○17番（山下 和明君） それでは、特定健康診査事業について、何点か質問させていただきたいと思います。

先ほどの第1質問で、平成25年度は前年度と比べて多少、3%程度伸びているということで、これは大変喜ばしいことではなかろうかと思えます。

質問させていただきましても、特定健康診査事業の受診率が伸びない限り——特定健康指導、これも大事です、そうした対象者人数も伸びてきません。また、健康指導する機会も損なわれてしまうわけでありまして、市にとってはマイナスかと思えます。

健康診査の実績を上げるため、さまざまな角度で市民に周知努力しておられることも存じておりますし、松浦市長は県の国保連合会の理事長でもあられますので、その受診実績が上がらない最大の理由はどこにあるのか。また、第2期に入っております目標値を掲げておられますが、その目標値に近づけるために、次の課題はどのようなか、お伺いしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（福谷 真人君） それでは御答弁させていただきます。

ただいま議員のほうから御質問いただきました第2期実施計画が既に始まっておりますが、これの60%という目標値を掲げておりますが、これに対する目標達成のための課題はという御質問でございます。

御承知のように、現状ではなかなか特定健診の受診率が上がってまいっておりません。40代、50代のいわゆる働き盛りの方々に対しましては、未受診の方が、やはりお仕事の都合等でなかなか、通常平日のお昼間には受診することが難しいのではないだろうかというふうに推測しております。

また、40代、50代以上の、60代から70代にかけての皆様方につきましては、既に病院に何らかの病気等の関係で、病院に既にかかっている割合が大変高うございます。その辺の関係で、なかなか健康診断といいますが、そういったものをまた受診をされるというお考えにはなかなかなられないようございまして、その辺のところ、今後どういうふうに皆様方に進めていくか、受けていただくかということをお説明していくのが課題ではないかというふうに考えております。

今、議員さんもおっしゃいましたように、私どもも今までは周知について、こくほだよりとか、市広報、ホームページ等でいろいろPRをしてまいっておりますが、今後は、いろいろな機会をとらえまして、例えば農協さんとか、漁協さん、商工会議所とか、そういったものを御相談させていただきながら、そうしたところにPRのパンフレット等を置いて、いろいろ周知に努めていきたいというふうには考えております。

以上、御答弁いたします。

○議長（行重 延昭君） 山下議員。

○17番（山下 和明君） 今、目標値に近づけるためにPRというか、周知に努力をしていかれるという意気込みはわかります。

他市を参考例に見ますと、この市は40歳から44歳、45歳から50歳、50歳から55歳、細かく受診率を分けておりまして、全体の受診率が35%の市です。このデータを参考にしますと、やっぱり部長が言われたように、働き盛りの40歳から45歳、45歳から50歳の受診率が低いんです。防府市においても、そうした状況というものは同様だろうと思うんです。

そうした状態の中で、第2期に入ったこの目標値、今ようやく30%の受診率に行こうとしているんですけど、29年度には60%と。これはどういう数字なのかという。1期も65%という、24年度は。数値が高過ぎて、手が届くどころか、これがどういう数字なのかと不思議でならないところなんですけれども。

そういった目標値に近づけるために、そこで平日の健診日では、40歳から60歳の方は、仕事等で健診に行く機会がないということもあろうと思うんです。医療機関との協議も必要だと思いますが、健診期間の中で、曜日を決めて、例えば受診時間の延長、休日診療の日に充てるとか、こういった健診が受けやすい環境を取り入れることが今後の課題だと思うんです。ここが一つの大きな的を得た手だてだと思うんですけれども、そういったところへの手だての策というものはいかがでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（福谷 真人君） お答えさせていただきます。

受診期間が特定健康診査につきましては、6月から年内12月20日までという年内に限っておるわけですが、これは、先ほど市長からも御答弁させていただきましたように、医療機関、医師会さんに多大な御協力をいただければちょっとできない事業でございます、どうしても年始、1月、2月、3月も含めましてですが、大変医療機関のほうで繁忙するという季節になりまして、なかなか医師会のほうで難しいようございます。

私どもも、その点につきましてはいろいろ御相談をさせてきた経緯はございますが、なかなかちょっとその辺のところでの今の状況が精いっぱいということになっております。

本日、議員からもそういう御指摘いただきましたので、今後、再度また医師会とも御協議をさせていただくつもりでございますけど、現状ではなかなか難しいという御返事はいただいておりますけど、再度努力をしてみたいと思います。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 山下議員。

○17番（山下 和明君） 今、医療機関が忙しい時期は外しておられるということでの御回答でありましたが、実施期間についてもう一回質問したいと思うんですが。

これも医療機関と協議も必要かと思うんですが、現在は、今御案内のあったように実施期間は6月から12月の20日で、約6カ月としております。やはり、受診率を上げるためには、日数を増やすということも検討、重要ではないかと思うんです。

その実施期間を延長することについて、先ほど医療機関等々の関係上、なかなかその手だてというものが今進んでいないということもよくわかりますが、やはり目標を掲げているわけですから、目標に近づく、手が届くところまで、やはり策として、手を打っていくという。特に、さっき言ったあの年齢層をどう対応していくかということ、真剣に考えていただきたいことを要望しておきますので、どうぞこの辺も含めてお願いいたします。

次に、人間ドックに移ります。

何点か質問しますが、人間ドック利用助成事業については、申し込み先が市に申し込みということになっております。特定健康診査と人間ドック、利用期間を同じにして——分かれているんです、今、御案内したとおりです。同じにして、特定健康診査受診券と、これは特定健診のほうの受診券は対象者に送っています。と同様に、人間ドックの受診券を40歳から74歳の方に郵送する。国保対象者は、人間ドックか特定健診、どちらかを選択して指定医療機関で申し込み手続をすると、そして受診をするという形態にすれば、簡素化した事務手続きで済むと考えるんですけれども、この点について、御所見を伺いたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（福谷 真人君） 生活環境部でございます。

ただいま議員から御提案ございましたんですが、私どもは、現在、特定健康診査の受診券につきましては郵送で被保険者の方にお送りしておるわけでございますが、人間ドックの利用につきましては、まず、市役所保険年金課のほうの窓口に来ていただいて、その利用の申し込みをしていただくという手続き方法にしております。

この理由といたしましては、人間ドックの利用助成事業が国民健康保険料の完納、全て保険料をお支払いいただく方に限り、この人間ドックの事業を利用できるという制度にしております。ですから、必ずお越しいただいた際に保険料の納付状況を確認しておることが一つの点でございます。

その点と、人間ドックにつきましては、例えば問診票を含めて、各種書類を御本人様にお渡しして、その書類等につきまして、一つ一つ丁寧な御説明をさせていただいております。これを医療機関の窓口で行うということが、なかなか医療機関のほうの受付も大変な作業になるようでございます。

御高齢の方が申請される場合は、私ども窓口でどうしても15分以上、20分等、丁寧な御説明いたしますとかかかってしまいますが、そうした時間を、例えば医療機関の窓口でそれを行っていただくというのも、なかなか困難なことでございます。

先ほどの御質問にもございましたが、人間ドックの利用の申請期間が12月年内となっておりますのもその点がございまして、医療機関の窓口というのが、1月、2月、3月も含めてまして、大変混雑する時期でございまして、そういう観点がありますので、受付を年内にさせていただいておるわけですが、申し込みの際に、私どもの方がかなり時間をかけて丁寧に御説明をさせていただくという点からも、大変利用者の方には申しわけないんですが、一旦、市役所のほうにおいでいただきまして申し込みをしていただくという手続き方法を取っております、御理解いただければと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 山下議員。

○17番（山下 和明君） 特定健康診査の受診券は国保の加入者である方、要するに郵送で来ると。人間ドックについては、納付問題があるから、完納しておるかどうかということをおっしゃるけれど、これは要するに窓口まで来いと、そこで説明をすると、調べるとのこと。医療機関に手続きをすれば、手間がかかるから丁寧な説明ができないと。

しかし、お隣の周南市では、今、私が御案内したような内容を同時に郵送されて、当事者がどちらかを選択して、医療機関で申し込み、受診をされているということがあるわけですから可能だと思うわけでありませう。

やはり、そのように簡素化していくというか、そういったことも必要な、使い勝手のいいということだと思います。

最後に、これは市長さんにお尋ねしたいんですが、保健事業全般についてであります、先ほどの特定健康診査とあわせて市長にお伺いしたいと思っております。

国保やまぐちという冊子の第1面に、松浦市長は山口県の国保連合会の理事長というこ

とで、お聞きしましたところ、5年近くこの任についておられるということで、大変御苦労、御尽力もされたことだろうと思います。先ほど、市長のほうから壇上で御回答いただいた内容もこの中にあります。保険者のニーズに応える体制づくりを目指してということで、そうしたお立場で意気込みを読むと感じられるわけであります。

そうしたことから想定いたしますと、やはり防府市におかれている、私がずっと特定健康診査、また、人間ドックのそうした手続きの簡素化について提案もさせていただいておるところでありまして、人間ドックの利用者というものは年々増加しているといういい方向にあります。これは、やはり自己負担が軽減されているということもあって、私は他市に負けない仕組みにしておられるなど。

この人間ドックを受けることによっていろいろなオプションをつけて、検査も幅広く行います。人間ドック利用助成事業が伸びていけば、当然、これは補助金も増してくることが当然であろうかと思えますけれど、しかし、病気の早期発見、早期の治療につながることは、市にとっては大変喜ばしいことであろうかと思うんです。

また、特定健康診査と人間ドック助成事業が充実して、利用者が増えていくことは、さきに申しましたように、医療費の抑制にも及んでくることは、これは理に沿ったことだと思えます。

同事業の充実を、私は強く望んでこの質問をしておるわけですが、最後に市長さんのそうした全体的な御所見を、今、やりとりしながら防府市の課題、その目標値に向けての課題、いい部分をどう伸ばしていくか。その辺について、最後にお伺いして私の質問を終わりたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 私、お話をいただきましたように、国保連合会、すなわち保険者の市町でございますけれども、全市町が加入しておりますその団体の理事長を、副理事長時代も含めると約10年ぐらい務めておるわけでございます。

この目的は、保険料の収納率を上げていくとか、あるいは医療費の抑制に取り組むとか、そんなところでみんな協力してやっているわけでございますけれども、まさに事業目的の一環が、議員御指摘の特定健診なり、人間ドックの受診率を上げていくことございまして、また、その項目を、しっかりとした中身をより充実させていくということにもつながっていくわけで、防府の場合には、がん検診、肝臓とか、あるいは腎臓等々の検診までも入っておるようなわけでございます。

問題は、その受診率を上げていくその努力でございますけれども、先ほど来からのお話

をさせていただいておりますように、クリアしなければならない課題もございますので、医師会等々とも連携を図りながら、期間の延長、申し込み期間を延ばす方法、あるいはP R方法に力を入れるということ、そしてまた一つの課題でもございますけども、レセプトをしっかりとチェックしていくことによって、このデータに基づいて早期発見に努めていくことも可能でございます。そうすることによって、健康長寿を市民が得ることができるわけでございますので、皆さんが喜ばれることにもつながると、こういうことで、これからしっかりと取り組んでまいりたいと、このように思っておりますので、よろしくお力添えのほどお願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 山下議員。いいですか。どうぞ。

○17番（山下 和明君） 以上です。ありがとうございました。

○議長（行重 延昭君） 以上で、17番、山下議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため13時まで休憩といたします。

午前11時56分 休憩

午後 0時59分 開議

○副議長（三原 昭治君） それでは、少し時間が早いようですが、休憩を閉じて会議を再開いたします。

議長が所用のため、副議長の私がかわって議事の進行をさせていただきます。

それでは、午前中に引き続き一般質問を続行いたします。

次は、24番、松村議員。

〔24番 松村 学君 登壇〕

○24番（松村 学君） 皆さんこんにちは。「自由民主党一心会」の松村学でございます。先月、「自由民主党一心会」と、会派の名前を改名させていただきました。今、6名の構成員となりまして、政権与党に所属する者として、しっかりその責任を地域に果たしてまいりたい、こういう決意で自由民主党の冠を掲げさせていただきました。執行部の皆様には、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

きょうは後ろに、すごい偉い方が参られております。商工会議所の会頭以下皆様方、恐らく2番目のJ Tの質問がかなり気になっておるのかなと。地域に対して、経済に対して大変重要な問題でございますので、執行部の皆さん、どうか夢のある、希望のある来年度に向けて、誠意ある御回答をよろしくお願いいたします。

まずは1点目でございますが、公正な行政運営について質問をいたします。明快な御回答をよろしくお願い致します。

「市民主役の市政」、松浦市長がよく口にされる言葉ですが、市民が主役とはどういうことを言うのでしょうか。平成22年4月1日より、自治体の憲法といわれる防府市の最高規範を明文化した自治基本条例が施行されました。これにより、市民等と議会、行政の関係、役割が明確になり、市政に関する基本的事項を定めることにより、自治の本旨である市民自治の確立を目指すことになりました。

そこには、行政の市民等に対する責務として、第17条の2項では、「市長等は、行政に関する意見、要望、提案等に対して、迅速かつ誠実に応答しなければなりません」、第19条では、「市長等は、市民等の権利や利益の保護に資するため、行政手続に関し共通する事項を定め、行政運営における公正性の確保と透明性の向上を図らなければなりません」、第20条では、「市長等は、行政運営に当たっては、法令等を遵守するとともに、法令等遵守のための体制を整備するよう努めなければなりません」、第21条では、「市の職員は、市政の運営において市民等の信頼を損なう違法又は不当な事実があることを知ったときは、公益の損失を防止するため、速やかにその事実を通報しなければなりません」とあります。

公権力は強制力が強く、公正に保たれてこそ公益を成すわけですが、間違っ行使されると、個人の権利や公益を大きく制限し、損ない、ときには個人の人生を大きく変えてしまいます。ですから、行政運営は絶対的な公正性と透明性が要求されるわけです。

こういった間違いがないよう、行政手続法に基づき、防府市行政手続条例、防府市行政手続条例施行規則、防府市聴聞手続規則などがありまして、市民への不利益処分に対し、その権利利益の保護が最大限なされるよう定めてあります。

ところで、以前、不当要求専門員報酬の討論のときに、直訴をしてきた弱き一市民が公権力を持った職員と弁護士との対応により、逆に行政側が市民に不当対応を行う可能性もあり得るのではないかと指摘したことがあります。現在の防府市政が、先ほど述べた法や条例、規則に基づいて公正に対応できているのか、以下の点について質問いたします。

1点目として、ある市民が市役所に来訪されるとき、事前連絡、法務推進課を通してでないで用件に応じないと、市から告知された市民がいるというが、そんなことが市の権限や裁量でできるのか。どういう法や規則に基づいたものか、お尋ねします。

2点目として、法や規則に基づいて質問を行政に投げかけているのに、市は明確な理由を示さず、一方的に、回答しないと回答書を出されたというが、どういうことなのか。

3点目として、防府市事務処理要綱、都市計画ですけれども、防府市の都市計画違反の是正に関する事務手続きを定めたものと、以前答弁がありましたが、都市計画法の何条に根拠を置くものか。このような事務手続きが存在するのは法に違反していないのか。

以上3点、お尋ねいたします。よろしくお願ひいたします。

○副議長（三原 昭治君） 24番、松村議員の質問に対する答弁を求めます。副市長。

〔副市長 中村 隆君 登壇〕

○副市長（中村 隆君） ただいまの御質問にお答えを申し上げさせていただきます。

まず、法務推進課を通しての対応についてでございますが、市役所には多くの市民の方が来庁をされましたり、電話をかけてこられます。場合によりますと、来庁や電話の回数が非常に多くなりましたり、1回が長時間にわたったりすることもございます。また、同一の問題を繰り返し話題にされることもあるわけでございます。

所管部署の職員は、当然、御理解いただくべく誠意を持って対処しなければなりませんし、これまででもそうしてきたわけでありましたが、どうしても納得をされず、その結果、回数や時間、また繰り返しの度合いが、職員の許容限度を超えてしまうこともあるわけでございます。

そのような状況がある程度続きますと、その対応に職員や市の組織が過大な時間やエネルギーを費やすこととなりまして、行政の適切かつ円滑な執行が、全体としては、うまくいかななくなるということにもなりかねません。また、職員の心身の健康にも影響を及ぼすことすら考えられるわけでございます。

そのような状況は、限られた人、物、時間の中で、12万市民の公平な福祉の増進のために、効果的かつ効率的に執行されるべき市行政にとりまして、あってはならない事態であります。

そこで、状況に応じて対応する窓口を定め、そこでお話をお聞きするようになるということは、必ずしも否定されるものではないと考えております。

地方自治法にも、第158条で、首長はみずからの事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる旨、規定されておりますので、必要に応じ、その対応すべき部署を設定することは、当然、許されるものと考えております。

また、そのような形で設定することは、そのことにより効果的かつ効率的な対応が可能となりますことから、同じく地方自治法第158条で、首長は組織の編成に当たり、事務事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう配慮しなければならないとされておりますことにも合致するものであると考えております。

したがいまして、決して不当な対応をしているものではないと認識をいたしております。

次に、質問等の中でも、一定のものに対しては今後回答しないという回答書を出したということについてでございますが、市の行政について、市民が質問されることは当然の権利というふうに考えております。したがいまして、これまでも市民の方からの質問に対し

ましては、その都度、市の考え方を御回答申し上げてまいりました。

しかしながら、所管部署の職員に口頭で質問しては執拗に回答を求めたり、質問書を提出した後に、所管部署や他の部署の職員に対して早く回答せよと何度も催促をしたり、内容は同一である質問を繰り返し、巻き返し言ったりされますと、先ほど申し上げたことと同じく、適切かつ円滑な行政の執行が損なわれることにもなりかねません。

幾ら権利の行使と申しましても、そのために12万市民のための市の行政の執行が妨げられるようであれば、それは権利の適正な行使とは言いがたいのは当然でありまして、そのように過度な催促があったり、繰り返されたりする質問に対してまで回答義務があるものとは考えられません。したがって、そうしたときには回答しないという対応も、何ら違法なものではないのみならず、そのような質問をされる方以外の市民に対しまして、市は行政を執行しなければならないことを考えますと、むしろそのような対応をすることが、市としての義務ではないかと考える次第であります。

次に、防府市事務処理要領についての御質問でございますが、まず、「防府市開発行為等の違反開発等に関する事務処理要領」は、都市計画法第3章第1節の規定に違反する開発行為等について、その是正等に関する事務手続きを定めたものでございます。

都市計画法の条文には、事務処理要領を定めるという記述はございませんが、法・施行例等細部にわたる規定がない場合には、行政実務上の処理の方法等、具体的な運用面についての規定を定める必要が生じますので、事務処理要領を定めているものでございます。

このような要綱、要領等は、他の自治体においても制定をされておりました、条例や規則とは異なり、市民に対して法的な拘束力はありませんが、行政指導の指針となっております。

本市におきましても、事務処理要領をホームページで公表し、まずは、違反行為者による自主的な是正を促し、行政指導を通じて違反行為者に納得していただいた上で是正をしていただくことを目的としておりまして、この要領による指導は、法に従った行政目的を達成させるものと考えておりますので、法に違反しているものではございません。

以上、御答弁申し上げます。

○副議長（三原 昭治君） 24番、松村議員。

○24番（松村 学君） 今までこのような対応をした市民がほかにもいるのか、それをまず、1点を確認します。

○副議長（三原 昭治君） 副市長。

○副市長（中村 隆君） そのような市民の方はおいででございません。

○副議長（三原 昭治君） 松村議員。

○24番（松村 学君） 平成25年6月に、このある市民に対して、市長名の文書で、来庁する場合は全て電話で事前連絡していただきたい。過去案件等以外の案件は、各担当課が対応する。来庁への対応時間は30分以内、電話での対応時間は10分以内とさせていただくと通知を出されました。これは、一方的にやっぱり聞こえると思うんです。

そして、先ほど地方自治法158条を理由とされましたけど、これは内部に対する所掌事務の規定であって、これは市民の権利を制限するための法律ではないと思います。その辺のところは、市が曲解をしていると思うんですけど、その辺についてはいかがお考えでしょうか。

○副議長（三原 昭治君） 副市長。

○副市長（中村 隆君） 158条は、内部ではなくして、いわゆる私も申し上げましたように12万市民に対するそういった市長の措置でございますんで、そのようなことはないと思っております。

○副議長（三原 昭治君） 松村議員。

○24番（松村 学君） 一応、今、地方自治法第158条、手元にあるんですけど、2に、「前項の内部の組織の編成に当たっては」というふうに前書きをしてあるんです。つまり、これは明らかに内部に対するものとして発しているものであって、これに全部市民が従っていくというのは、これは権利が制限されるというのはおかしいと思います。

○副議長（三原 昭治君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 158条につきましては、先ほど言いました庁内に組織を設けて対応するということの裏づけとして申し上げたということでございます。ですから、副市長の答弁にもちょっと誤解が生じるような発言があったとは思いますが。

ただ、158条を盾にそういう対応をしたということではなくて、これは先ほどから、最初から答弁の中で申し上げておりますように、市にはいろんな市民の方がいらっしゃいます。いろんな御意見、あるいは要望、あるいは市の職員の対応が悪いとか、いろんな方がいらっしゃいます。そういう方に市の職員は一人ひとりきちんと説明をし、おわびするところはおわびし、違うものは違うと申し上げて、繰り返し御説明をして納得していただくという手続きを、これは取っておるつもりでございます。

その中で、いわゆる自分の思いが伝わらない、あるいは自分の要望が市のほうができないというふうなことで、繰り返しおいでになる市民の方もたくさんいらっしゃいます。それも、市としては一人ひとり対応をさせていただいて、ほとんど公平にやらさせていただいておると思います。

例えば、全く別の事案でございますけれども、単に市の職員の対応が悪いから総務部長

を出せとおっしゃっていらっしゃる方もいらっしゃいます。そういうのは年に何回もありますけれども、そういう方にも全てきちんと対応して、説明をして、御理解をいただく。御理解されないままでも、少なくとも御不満でもお帰りいただけるという状況になっております。

今回、今、議員が御質問になっているような例というのは、これは極めて稀だと思いますが、何度も回答していることに対して繰り返し同じ質問をされる。5回とか、10回という単位ではございませんので、そういうふうな場合には、やはり市としては部署を決めてきちんと対応をさせていただきたい。その方の権利を制限しているわけではなくて、その一定の事案だけについて、そういう対応をさせていただきたいということを通じたものでございます。

中身としましては、一般の市民の方が来られて、市にいろんなことをおっしゃる、新しいことをおっしゃる、これはどうかというふうなことをおっしゃる、そういうことまで制限しているわけではございませんので、その辺は御理解いただきたいと思います。

○副議長（三原 昭治君） 副市長。

○副市長（中村 隆君） さっきの発言でございしますが、若干補足させていただきたいというふうに思っております。

先ほど壇上で申し上げましたんですが、そういった組織を編成することによりまして、いわゆる市民の方に効率的な、あるいは市民の公平な福祉の増進のために、効果的あるいは効率的な執行がされるということが、これが背景にございまして、そのように申し上げたわけでございます。

○副議長（三原 昭治君） 松村議員。

○24番（松村 学君） そのように言われたら納得いくわけです。あくまで、やっぱり内部のものということで、対応しやすいように市としてチームを編成したと、こういうことであれば、十分この法律の趣旨にのっとっていらっしゃるというふうに思います。

そして、先ほど総務部長が何度もおっしゃいましたけど、実際数えていらっしゃるんか知りませんが、私が聞いているのは、1案件に対して3回ぐらい行って、もちろんいろんな角度から質問をしておるんだけど、結局最後はとどのつまり、もう来んでくれというような感じで言われたというふうに私は聞いております。

そして、もう一つ言わせていただきたいのが、防府市行政手続条例、行政指導の一般原則では、第30条2項では、「行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない」とあります。これに基づいて、職員としてはきちっと対応せんにゃいけないんじゃないかと、条例違反に近づいているんじ

やないかと、こういうふうに私は認識しておりますけど、その辺についてどうお考えでしょうか。

○副議長（三原 昭治君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） かなり、個人的な特定の部分に踏み込むような御質問があるような気がいたしますが、一般に、さっき言いましたけど、5回、10回ではこういう対応は絶対とりません、我々としては。

どう言ったらいいんですか、市民の方の言い分も当然ございます。今、議員がお聞きになっている話もあるんでしょう。我々の受け取り方というのもございます。これは、客観的に我々が判断をしているつもりでございます。

それと、行政手続条例等に基づく手続きはきちんと踏んでおると思っております。個人の権利を制限をしているというつもりはございません。ちゃんと対応する部署を決めて、対応させていただいているというふうに思っております。

それから、やはりこういう複雑な問題になってまいりますと、複雑な問題、たくさんあるんですけども、問題が複雑に絡んでまいりますと、やはり法律上の解釈というものが当然必要になってまいります。

ということで、私どもとしては法務を担当している部署をそこに充てていくというのは、これは組織としてごく普通のことであるというふうに思っております。

○副議長（三原 昭治君） 松村議員。

○24番（松村 学君） ちょっと時間ないので要望ということにしますが、皆さん方、公権力を持っていらっしゃる職員さんであります。そして、一市民というのは弱い存在なんです。

そういうことからしますと、だめって言われたらやっぱり頭に血がのぼると思うんです。だから、もう少しやんわりした、包み込むような対応をやっていただけたら、まだその方も理解されたんじゃないかというふうな思いもあります。

これについては、一応、今後その辺を検討していただいて対応していただきたいということとめておきます。

2点目になりますけども、先ほども、今後一切対応しませんというようなところの話ですけど、この回答書に「以後、あなたからの要求等に対してはいかなる回答もいたしません。裁判所に提訴するなど、法的な手続きをおとりください」と言い切っております。

実際は十分な協議がほんとに、先ほどもありましたけど、されておるのか。じゃ、十分されたという理由はどこにあるんでしょうか。そういった経緯も何も記載されていない。

「こういう話の経緯がありました。そして、実際平行線です」、こういうのがあるんなら

わかるんですけど、十分協議をされました、終わりですよ。

僕、第三者から見たら、市側が都合が悪いんでこのような対応をとられたんかにも見えますが、これについて、また一つお答えをお願いします。

○副議長（三原 昭治君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 行政側としては、これは十分に協議をしたと思っておりません。

いろんな手続き方法等がございますが、どれがどれという個別なことは申し上げられません。十分対応したんですけれども、この一つ事案で、物を申し上げるとするのは先ほどもしないと申し上げましたが、一般論として、納得をしていただけない方というのは、これはやはり説明が足りない、あるいは市の対応が悪いということはそれはおっしゃいます。どこまでが市の対応が足りないのか、どこまでが御本人が思っていることが正しいのかというのは、これは、こういう問題がある限りにおいては、すり合わせることは無理だと思っております。

私どもとしては、市としては十分な議論を尽くしたというふうにこれは判断をしておりますし、こういう事案がたくさんボンボン出てくるようでありますと、市はおかしいんじゃないかというお話になりますけれども、そこはお互いにすり合わない部分と、いいとか悪いとかいうことではなくて、すり合わない部分というふうに理解をいたしております。

○副議長（三原 昭治君） 松村議員。

○24番（松村 学君） じゃ、一つだけ指摘をしておきます。

この回答書を見て、まず思ったのが、その回答に至るまでの根拠法令の記載が全くないんです。つまり、一方的な市の考え方しか記載してなくて、結局、この市民からしたら、この市の言い分というのは正しいのか、間違っているのかわかりません。

ちなみに、防府市行政手続条例20条には、「聴聞の期日における審理の方式」にて、「主宰者は、最初の聴聞の期日の冒頭において、行政庁の職員に、予定される不利益処分内容及び根拠となる条例等の条項並びにその原因となる事実を聴聞の期日に出頭した者に対し説明させなければならない」とあります。防府市聴聞手続規則9条でも、聴聞に係る事案の範囲を超えるもの、もしくは審理の秩序を維持するのが難しい場合は制限できるということが書いてあるんですが、それ以外は制限できないというふうに思っております。

市としても、こういう明快な回答を返せば向こうもわかるんじゃないかと思えますけど、全然市の、全く法根拠も何もないような話をダダッと並べられて、最終的にできません。これじゃ、やっぱり市民は納得いかないと思うんです。

とすれば、いま一度、そういった法令を示していただいて、話し合いをしていただけた

らというふうに思っておりますけど、いかがでしょうか。

○副議長（三原 昭治君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 不利益処分というのは、いわゆる許認可であるとか、そういうふうなことに関連して出てくるものでございます。

今回のこれは、不利益処分というふうには私どもは思っておりません。基本的には対応はしておるわけでございます。担当部署を決めて対応すると。お答えしませんというのも、ただお答えしませんだけをおっしゃっているようでございますけれども、これまでに何度もお答えした内容ですと。ですから、それに類することはもうお答えはいたしませんというのは、これは御本人にも口頭でも伝えておるところでございます。

したがいまして、行政手続条例に違反しているとか、そういうことは私どもとしては思っておりません。

○副議長（三原 昭治君） 松村議員。

○24番（松村 学君） 今言ったことに対しては指摘をしておきます。これについて、ただ言っても恐らく平行線になるだけだと思っておりますので。そういうものも考えて、今後は回答してくれということをお伝えしておきます。

先ほど許認可の関係とおっしゃいましたが、過去の許認可の関係でも話し合いをなされております。だから、関係は十分にあると思っております。

これについては、この質問は終わります。

次に、3番目になります。

このような都市計画の要領をつくっているのは、山口県内になかったのでこのような質問をしたんですけども、全国的には若干ですが、似たような要領があるようです。

半年前の議会で、都計法違反の対応と市の対応が悪く、ある違反者が時効になった問題を指摘しましたが、そのとき、いまだ五十数件、指導の完了してない状況にあると言われてましたが、その後、違反したものも含め、今、公正にどう対処されているのか。また、今まで都計法違反で処罰の対象になったのは何件か、お尋ねいたします。

○副議長（三原 昭治君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 土木都市建設部でございます。

ただいま御質問いただきました件、6月市議会にさかのぼろうかと思いますが、都市計画法違反の件数等々について御質問いただきました。そのときにお話をさせていただいた都市計画法違反に対するこれまでの私どもの取り組みの経緯として、もう一度御確認をさせていただきたいんですが、平成10年に都市計画法違反に対して行政指導を行って行くということで、指導係というものができました。その後、指導を続けてまいりの中で、平成

23年の4月1日に開発許可の権限等が山口県から防府市に全面移譲されましたので、今回、御質問にもございますが、事務処理要領を定め、是正に当たっているというふうにお答えをさせていただきました。

その際、件数のお尋ねがございましたので、そのときに66件というふうにお答えをさせていただきまして、合わせまして処分ということで御質問ございましたので、あくまでも過去の資料をもとに3件ございましたというふうにお伝えをしたかと思えます。

現状、その件数、6月から12月、約6カ月間たっておりますが、処分件数は当然変わっておりませんが、現在、確認しております件数は、11月末現在で66件が70件になっているという状況でございます。

以上、お答え申し上げます。

○副議長（三原 昭治君） 松村議員。

○24番（松村 学君） 現在、「防府市開発行為等の違反開発等に対する事務処理要領」に従って、都市計画の是正指導を行っているということですが、都計法違反を発見してから是正までの期間はどの程度が適当と考えられているのか、また、是正勧告してから、その勧告に従わない場合は、都計法81条の監督処分への期間、これが適応されます。

そして、さらにもうだめだという話になりますと、91条、以下の罰則、1年以下の懲役、もしくは50万円以下の罰金が科せられると、こういうことですが、ここまでの期間というのもどの程度で、そもそもそういう基準というものは持っていらっしゃるのでしょうか。どの程度が適当と考えておられるのか、その辺をお聞かせください。

○副議長（三原 昭治君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 是正を続けておる中で、81条とおっしゃいましたけども、次の手続きに進むまでの期間というふうな御質問かと思えます。

まず、前段に一つ御説明をさせていただきたいんですが、6月の市議会でも、この要領をつくったことをホームページに掲載はさせていただいたんですが、そのときに議員のほうから、要領だけでは大変わかりにくいという御指摘がございましたので、現在は要領と合わせまして、手続きの流れ図、これをホームページのほうには掲載をさせていただいております。

その中で、都市計画法違反の通報、もしくは発見があった後の事務手続きの流れは、市民の皆様方のお目にされてもわかりやすい形にはさせていただいたところがございます。

都市計画法違反の是正を進めるに当たりましては、その違反の内容等々につきましては、当事者と時間をかけて調査、話し合いを進めておるところでございます、一概に期限を

決めた、私どもとしてはものはございません。ただ、先般6月にも御指摘がありましたように、例えば、規則とかに変えていく必要があるのではないかというふうな議員の御発言がございましたので、その際に、私どもとしましてはそういったことも含め、今後、検討してまいりたいというふうにお答えをいたしたところでございます。

以上、御回答申し上げます。

○副議長（三原 昭治君） 松村議員。

○24番（松村 学君） 実は、調べてましたら、「鹿児島市違反宅地開発取扱い事務処理要領」には是正計画書の提出を7日以内に求めますという条文がありまして、今さっき言われたように手続きの流れも図式で書いてありましたし、こういった日にちもきちっと入っておりました。

要は、その期間にできなかつたら81条の適用、罰則と、こういうふうな事務的に進んでいくわけで、こういった手続きの期間を盛り込んでいかないと、例えばある人は1年も野放し、ある人は1カ月後に処分と、こういう不公平も起こるのではないかというふうに懸念をいたしております。また、ずるっと逃がしてまた時効と、こういった最悪の事態を二度と招かれないように、ぜひ検討していただきたいと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○副議長（三原 昭治君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 6月のお話を持ち出すことはいかがかとは思いますが、その際にも、今後の検討課題として重く受けとめさせていただければというふうにお答えしております。

再度、御質問、御提案ございましたので、違反の状況等に照らしながら、どういうふうな事務手続きを進めていくか、考えてまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（三原 昭治君） 松村議員。

○24番（松村 学君） いつまでも処分できないということになってしまいますと、法律というものは何なのかということになります。やはり、それなりに時間がかかって、それでも是正をしないのであれば罰していくという姿勢を持たないと、ですからそういう都市計画法違反が後を絶たない、実際、件数も今70件とおっしゃいました。増えております。

ですから、こういった鹿児島市の例にならって、今後はきちっとそういった期間も設けた事務処理要領にしていただきたい。強く要望いたしておきます。

実際、この事務処理要領、2条、3条、5条に基づき、迅速に同じように処理がされな

いのであれば、この要領は行政の体裁を整えるだけのものとなってしまいます。時と場合によっては、行政の不正な行為が行われる余地があると指摘せざるを得ないので、先ほど述べたように、さらに厳粛な要領になりますよう強く要請し、公正な行政運営がなされるようお願いいたしまして、一つ目の質問は終わります。

続きまして、J Tの跡地の問題につきまして質問をさせていただきます。

平成25年度は自由民主党が政権を奪還し、安倍総理による経済政策、アベノミクス効果のおかげで、株価も3年前と比べ、2倍へと大きく改善し、一部上場企業からも景気は上向いていると評価を受けて、日本経済によく明るい兆しが見えていますが、地方や中小企業では、いまだその波及効果は実感できていないようであります。

防府市においては、かつて有効求人倍率が県下最低であったところ、平成23年9月0.58倍から平成25年9月では0.98倍へと大きく改善いたしておりますが、マツダ、ブリヂストンがアベノミクス効果に乗って生産が好調であるため、求人も急激に伸びたと聞いております。

つまり、地元中小企業では、いま一步、景気や雇用が伸びきれていない、実感ができていないということなのです。

私も先日、自由民主党全国青年局長会議で、直に石破党幹事長に地方経済の実情を直接申し上げ、同じ悩みを持つ大勢の自由民主党に所属する、青年地方議員とさらなる地方への景気刺激、支援強化をお願いしたところでありますが、その前に、地方でできることは地方の立場にあるものがしっかり汗をかき、知恵を出し、実行していかななくてはなりません。

そこで、平成26年度予算編成に当たって、ほかにも憂慮する問題が多々ありますが、ことし市議会でも多くの議員から質問が相次ぎ、商工会議所や多くの防府市民からも「来年は何とかめどをつけてほしい」と願う難問について質問いたします。

それは、J T防府工場跡地の問題です。

私は、昨年の市議選で、県内でも特に冷え込んだ地元の景気雇用対策を最優先に市政へ反映することを訴え、改選後の議会で、真っ先にその改善策について論じました。そのときに、J T防府工場跡地の問題は、防府経済に大きく影響することから、この対策は最重要であると指摘をしたところ、市としてもぜひともいい方向に行くよう、特段の取り組みをするという趣旨の答弁を市長からもいただいたところですが、平成25年6月25日に、J T防府工場の社屋は解体、更地とされ、J Tがこの跡地を売却することを決定して以降、東急リバブルを介して売却先を探しているところですが、10月に行った公募入札には応募がなく、その後、製造業5,000社に対して情報発信したり、企業訪問して

いるということですが、あれから1年が経過した今、難航している状態が続いております。

防府市としては他人事ではなく、市として何らかの手を加える時期が来ていると思いますが、来年度予算編成をめぐり、市としても「(仮称)JT跡地誘致利用特別チーム」を編成され、誘致を促進するための費用を計上し、制度変更も含め、防府市の最大限のバックアップをすべきではないか。あわせて、JT産業廃棄物最終処分場跡地の利用についても、市としての見解を模索すべきではないかと考えますが、当局の御見解をお伺いいたします。

よろしく申し上げます。

○副議長(三原 昭治君) 松村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

[市長 松浦 正人君 登壇]

○市長(松浦 正人君) 御質問にお答えいたします。

議員御案内のとおり、日本たばこ産業防府工場跡地は、平成24年3月の工場撤退の後、諸手続きを経て、平成25年5月に建物解体が開始され、同年6月25日に更地化が完了いたしております。

更地となりました工場跡地は、平成25年10月11日を購入申込書の提出期限とする公募入札へかけられる予定でしたが、書類の提出期限までに、日本たばこ産業の売却基準を満たす企業は現れず、公募入札自体が見送りになるところでございます。

以降、日本たばこ産業は、東急リバブル社を窓口として、5,000社を超える企業に接触し、本市も訪問企業の抽出や日本貿易振興機構「ジェトロ」を介した用地情報の海外向け発信を行いながら、日本たばこ産業及び東急リバブルと一体となって企業の誘致活動に努力いたしております。

しかしながら、防府工場跡地14万平方メートルを一括して購入したいという企業はいまだ現れておらず、市として、新規雇用の確保や産業振興という企業立地の目的を達することができず、まことにじくじたる思いでございます。

皆様も御存じのとおり、工業用地の売買は、企業の生産計画や、そのときどきの経済状況などに左右され、投資を行う判断が用地の情報と重なったときに初めて成立するものでございます。誘致活動期間の長短で測れない部分があり、いかに多くの企業へ用地情報をお届けするかということが重要になってまいります。

御指摘のとおり、防府工場跡地が更地となってから半年が経過したにもかかわらず、企業の進出という成果は全く上がっておりませんが、現在、東急リバブル社が中心となり、これに本市も協力しながら誘致活動や用地情報の発信を鋭意継続しておりますので、いましばらく企業との御縁を探る努力を見守っていただきたいと存じます。

さて、そうした中、「(仮称)JT跡地誘致利用特別チーム」なるものを編成し、誘致を促進するための費用を新年度予算で用意すべきではないかという御提言、御意見でしたが、この点は、議員と全く意を同じくするものでございます。

本議会にも上程いたしておりますが、本市は組織変更に着手し、企業立地推進室を企画政策課から商工振興課に移すことで、地元企業から情報提供を受けやすい体制とし、オール防府による企業誘致を進めることにいたしております。まさに、企業側の事情に通じた特別チームとも言え、新年度からより積極的に誘致活動を行う所存でございます。

また、誘致を促進するための費用の次年度予算への計上についてでございますが、現在、本市の企業に対するインセンティブは、企業立地促進補助金となっており、製造業、倉庫業、卸売業、電気・ガス・熱供給・水道業、道路貨物運送業を対象として、工場等設置奨励金、用地取得奨励金、雇用奨励金が支出されております。

これらのものにつきましては、他市と比較いたしましても、遜色のない内容と自負いたしているところでありまして、次年度におきましても、引き続き継続してまいりたいと存じます。

とりわけ用地取得奨励金は、土地の購入費用に造成費用を加算した金額の30%までを御支援申し上げる制度でございますが、限度額が1億円と、他市に比較しても大きな金額となっております。また、民間用地の取得にも適用できるなど、柔軟性も持ち合わせておりますので、制度の優位性を生かしながら企業誘致を進めてまいり所存でございます。

なお、次の時代を担う産業や研究機関の集積などを誘導する企業立地促進補助金の創設や、補助限度額の見直しにつきましては、国の成長戦略や県の産業戦略推進計画の動向を見極めながら、そうした大きな流れに乗っていく形で練り上げていかねばならないと考えております。

最後に、日本たばこ産業の産業廃棄物最終処分場跡地の利用について、市としての見解を模索し、明らかにすべきではないかとお尋ねでございましたが、これにつきましては、本年6月議会で安藤議員の御質問にお答えいたしておりますとおり、市民の皆様と同じく、本市も広大な産業廃棄物最終処分場跡地が未利用のまま放置されることに強い懸念を持っております。

このため、防府工場跡地と同じく、日本たばこ産業との話し合いを継続しながら、本市として協力できることや助言できることを適切に実施し、有効な土地利用を実現したいと思っております。

近年、メガソーラー発電事業や人工芝の進歩など、土地の表面利用の可能性が大いに広がっておりますので、埋設物を動かさない土地の利用方法なども検討しながら、本市の活

性化に最も貢献する道を日本たばこ産業とともに考えてまいりたいと存じます。

以上、答弁申し上げます。

○副議長（三原 昭治君） 松村議員。

○24番（松村 学君） まず、市長に確認いたしますが、昨年の12月議会で、市長は「私自身が東京本社など訪問する等いたしまして、状況に応じた適切な対応をしてみたい」と答弁されていますけど、ちょうど1年前でございます。

今から建設的な議論ができますよう、市長としてこの1年間の取り組み、感想、今後のこの問題の解決の糸口、どのようにとらえていらっしゃるのか。聞けば、防府市出身の一部上場企業の取締役やら何やらやられている方がたくさんいらっしゃるというふうに聞いておりますし、そういうところにも市長は根をはっているというような答弁も以前ありましたけども、その辺のところも含めまして、御答弁のほうをよろしくお願いします。

○副議長（三原 昭治君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 漠とした御質問なのでどのようにお答えしていいのかわかりませんが、あらゆる機会を捕まえながら、たばこ産業跡地のみならず、企業誘致あるいは未利用の土地の活用法について、鋭意努力をいたしております。

一つの現われとしては、毛利開作沖の防府市の最終処分場として、平成5年時の災害の折に、いわゆるがれきなどを埋め立てた土地の活用につきましても、御高承のとおり、民間のある会社を市の努力によりまして見つけ出すことに成功し、その会社が年間900万円という使用料をお支払いしてくださる、20年間でございますけども、それによってメガソーラーの施設が設置され、本年9月8日から稼働もいたしているところでございまして、あらゆる機会を捕まえての努力は今後も続けてまいりたいと思っているところでございます。

○副議長（三原 昭治君） 松村議員。

○24番（松村 学君） もう1回聞きますけど、JTの問題に特化して、どういう対応を取られたかというのを教えてください。

○副議長（三原 昭治君） 市長。

○市長（松浦 正人君） これは、日本たばこ産業さんが所有をしておられる土地で、東急リパブル社と協議をしてきちっと進めるという会社側の見解が出ておるものでございまして、それをまずは尊重してまいるとというのが、私どもの基本的な姿勢でございます。

○副議長（三原 昭治君） 松村議員。

○24番（松村 学君） そうですか。先ほどのメガソーラーの話については、私もそれなりに評価をしておるんですけども、やはり、こういう事態になったときに、トップ

セールスが何よりも物を言うと思っておるんです。

市長が逆に、そのリバブルを介してやるというのは当然会社の方針ですけども、市として何かできませんかというのを、日本たばこ産業に申し出て話し合うのが、やっぱり始めの、トップとしての努めなんじゃないかと思いますが、それについてはどうお考えでしょうか。

○副議長（三原 昭治君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 今は企画サイドにございますが、企業立地推進室のほうから市の見解として、さまざまなアプローチを行っているところでございます。

○副議長（三原 昭治君） 松村議員。

○24番（松村 学君） ぜひ、来年度はそろそろ腰を上げていただきたいというところを申しておきます。

先ほど、組織改編の話がありました。今回の議案にも上程されておりますけども、この機構改革において、企業誘致にかかわる職員は実際何名になるのか、企業立地推進室の専従の職員数は何名なのか。また、統合することによって、企業誘致や既存企業に対する支援等、来年度に向けて新たな取り組み事務業務と考えて、どう検討されているのか。また、統合するメリットというものを改めてどういうところにあると考えられているのか、お聞かせください。

○副議長（三原 昭治君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） まず、企業立地推進専従の職員の数でございます。これは現在と同じ2名というふうに今のところ考えております。

今度、商工振興課のほうに移すことによりまして、商工振興課の職員6人、合わせて8人が、これはスケールメリットを考えた上で行動できるというふうに考えております。

それから、統合することのメリットというのは、これは一番大きいのは、いわゆる補助部門、企業誘致に対する市の助成部門と、それから企業誘致というのを同じ人間がやるようになるということが一番大きい。新しい、もしこれから県とかいろいろな協議をする中で何らかの方策が必要になったときは、かなり迅速に対応ができるようになるというのが大きなメリットであるというふうに考えております。

○副議長（三原 昭治君） 松村議員。

○24番（松村 学君） 企業立地推進専従は2人ということですね。商工振興課にかかわってくるのを入れて8人と、こういうことになっております。

企業誘致活動は、企業訪問数——情報とおっしゃいましたけど、訪問数に比例すると最近言われておりまして、他市の例では、企業回り1人年間100社と目標を設定する自治

体もあります。企業誘致で競合する防府市周辺の周南市、山口市、宇部市では、専従する職員、要は外に訪問していくような職員が6人から8人程度配置されて、実際ニュースでも皆さん御存じのように、各市の企業立地の状況、かなり良好であります。

防府市もまず肩を並べるが必要でありまして、J T跡地誘致に市として最大限配慮する考えがあるのであれば、もう少しこの辺のところを充実させていただきたいということで、一応これについては要望をしておきます。

そして、この売却の問題でございますが、14万平方メートルという途方もない広さの土地を一括で売却しようと、J Tが決定したと言ったらそういうことなんですけども、ですから難航しているのではないかというふうに私は思います。J Tに分割売却する意思はないのでしょうか。議会も商工会議所からも、市が取得して分割売却したらどうかというような意見もいっぱいあったわけでございますけど、その辺についてはどのように話をされておりますか。お尋ねいたします。

○副議長（三原 昭治君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） まず、J Tが一括売却という方針を決められましたので、それについて、今現在、市が分割売却をしてくれとか、そういうふうな話はこれはしておりません。

ただ、分割売却という方針がもし仮にJ Tのほうでなされるのであれば、私どもも何らかの協力ができるといふふうには思っております。また、そういうふうな情報等入りましたら、私どももJ Tのほうにこういう情報もありますという形で、これは随時情報を差し上げるようになっております。

○副議長（三原 昭治君） 松村議員。

○24番（松村 学君） ちょっと聞いておりますと、先ほどから何かJ Tと本当に話をされているのかというふうに受けとめるんです。

担当の職員がすごく頑張っているのは、僕もいろいろ話を聞いているんでわかってるんですけども、トップの方々が、あまりにもJ Tが決めたことに従うというような話で、ここは防府市のやはり工業専用地域なわけです。都市計画で重要な地域でございます。これについて、やはり市として意見をすることは当然だと思いますし、また、できることはきちっとお手伝いをしなきゃいけないと思うんです。100年間、日本たばこ産業は防府市でしっかり根を生えて企業活動していただいて、防府市はこれだけ発展したわけですから、そういう感謝の気持ちも込めて、私はぜひ今後対応していただきたいというふうに思います。

そういうふうな気持ちが一番大事でありまして、こっちに進出している企業も何を見て

いるかという、そういった情報よりも、やはり地元の人がどれだけ受け入れてくれるか、どれだけの協力をしてくれるか、財政投資もしてくれるか。信頼ですよ、信頼。これが一番僕は重要だと思います。

ですから、こういう財政投資を含めて、今後、市が取得売却しないで一括売却をJ Tの意向どおりやるというのであれば、少しでもJ Tがやりやすいように、やはり、前回、吉村議員も言われましたけども、逆にJ T防府工場跡地を市の企業誘致の特別区に指定して、予定価格が10億円であることから、限度額が1億円ということで、10%しか取れんわけですから、せめて30%の3億円取れるように、僕は今の助成制度を改正してほしいと思います。上限を撤廃してほしいと思います。

もし、今後J Tと話が出て、分割売却にしましょうと、御時世上、あれだけの広い広大な土地を求めている企業はないですと、そういうことであれば、あそこの土地だけでもいいですから、市が特別区に指定して40%、できれば50%のやっぱりそういった上限を設けていただきたいと、補助率を高めていただきたいと、このように思います。

今、アベノミクスで民間投資も今からどんどん出てくる、こういう時期に来ております。今のままで、だめなんですから、市として一步踏み出さないと、来年改善するめどは到底来ないと思います。ひょっとしたら同じかもしれません。だけど、やらないと変わらない。こういう話を聞いて、ぜひそのようにやっていただきたいと思うんですけども、いかがお考えでしょうか。

○副議長（三原 昭治君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 議員の思いといいますか、議員お一人ではなくて、我々も含めて、そういう思いではございます。

ただ、先ほど最初の答弁でも申し上げましたように、本市の企業誘致の助成というのは県内でも、あるいは国内でもかなり優位なものであるというふうには思っております。

ちょっと誤解をいただいて申しわけなかったんですが、我々、J Tが言うからJ Tの言うままにやっているということではなくて、まずはJ Tが一括売却で公募をされると。その結果を見て、今からまたJ Tと、いろんな御提案なり、お話をしていくということで、J Tとこういう形でやってきましたというふうに申し上げていたんで、決してこちらから何の提案もせずに、ただJ Tの言われるままに情報提供だけしていくというつもりではございません。そこは御理解をいただきたいと思います。

いろんな制度というのは、改変を重ねて今の制度に至っているわけではございます。状況が変われば、やはり制度の改正ということも考えていくことは必要だということは十分認識をしております。

ただ、今時点におきましては、この市の優遇制度につきましては、この形で考えておりますという答弁をさせていただきます。

○副議長（三原 昭治君） 松村議員。

○24番（松村 学君） 先ほど答弁の中に、限度額の見直しは、今後、国、県の動向を見ながらというふうなこともおっしゃいました。

実は、山口県が産業戦略本部にて、瀬戸内海沿岸に医療関係企業を集積している高いポテンシャルを生かして、今、医療関連産業育成集積戦略を重点戦略として、平成25年から28年で10件を目標としております。26年には大体制度を確立して動くということでございます。

具体的に、実際はどのようなふうなもので、支援制度はどのようなふうになってきているのか、この辺の情報をつかんでおるとは思いますので、ぜひちょっと教えていただきたい。また、この動きに連動して、その分野の産業を受けるための市としての支援制度をつくってはどうかと思っています。

先日も四日市市に視察に行きましたけども、こういった誘致奨励制度以外に、研究者一人に対する助成制度というのがあります。研究施設というのは大体マザー工場というのが横に併設されまして、なかなか、そこへ根づいてしまうと、なかなかよそに逃げにくいというか、本丸みたいなものですから。逆に、それを高付加価値の企業誘致活動として展開しておるところなんです。

企業誘致も、ただ何でもいいから来いというんじゃなくて、そういった高付加価値を生みだす、地域にそういった価値をきちっと落としていく、こういう企業誘致をやはりやっていくという。地方においても、いろいろ6次産業やら何やらあると思いますけども、そういったいろんな知恵を絞ってやっております。それについて、また御答弁のほう、よろしくをお願いします。

○副議長（三原 昭治君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 平成25年7月、山口県が産業戦略推進計画を策定いたしまして、他県に比して優位性を持つ医療関連産業、これの育成集積を図る方針というのを打ち出しておられます。

計画の周期であります平成28年度に向けて、県はこの分野への支援を手厚くする方向で検討されていると。平成26年度には、企業立地促進補助金の見直しを行う予定であるというふうにお聞きしております。

御存じのように、本市は協和発酵バイオ、それからバイエルクロップサイエンス、そういうふうな企業に代表される医薬原料、化学系、こういう企業が幾つか立地をいたしてお

ります。日本たばこ産業 J T 跡地の百間沖が、こういう一大集積地になるということも夢ではないというふうには思っております。

この県と連携しながら、そういう医療関連企業の集積を推進するということは、これは必要ではないかというふうには考えております。ただ、県のほうもいろんな制度の見直しというのが、まだちょっとよく見えておりません。我々が、市がどういうふうな形でそれに連動していくべきかというのは、ちょっとその辺の様子を確認をしながら、必要であれば議会のほうにお諮りをして、御協議を申し上げて考えていきたいというふうに考えております。

○副議長（三原 昭治君） 松村議員。

○24番（松村 学君） とにかく防府が何とかして、そういった企業を呼び込むような公共的な土地がないわけですから、少なくともこういった政策で勝負をして、とにかく周辺の競合する市に勝って、何とか防府に企業がどんどん来たというニュースが流れるようにしていただきたいということを強く要望しておきます。

先ほど、市の今の補助制度もトップクラスというふうにおっしゃいましたけども、実際は、山口、宇部にほとんど誘致が行っている。それはなぜかといったら、県の40%補助と、その市の40%補助があるからなんです。80%補助なんです。こっちは30%補助です。そりゃ、80%補助のところに行きます。地元の企業でも、あるところに行ったら言っていましたけど、工場移転を考えているんだと。でも、あっちに行ったら80%、補助金もらえるんだから、あっちんが特だよ。本音はそうです。だけど、地元防府が好きだと。何とか地元で、我々の企業の努力をお返ししたいという流れの中で今やっているところもあるそうです。

ぜひともそういった手厚い制度、宇部、山口には少なくとも押されていると、僕はこれはどうしようもないと思ってますけども、何とかしていただきたい。これだけは切に要望しておきます。

最後の、これは提案になりますけども、J T 産業廃棄物最終処分場跡地については、土壌汚染対策法で、汚染土壌では50センチ以上の掘削、掘り返しなど、開発行為ができないことになっており、売却できても汚染者に責任が課せられることになっております。J T は汚染土壌の改良をしなければ売却ができないのですが、それには数十億円の費用がかかるということで、検討の結果、J T が一時土壌改良を断念しております。

地域でも昔からセイタカアワダチソウが生い茂って、周辺環境の悪化が指摘されております。特に、これだけの広大な土地が長年利用されていないということは、市にとっても大損失であると思います。ブリヂストンも先日この用地に興味を示して、引き合いも

あったというふうなうわさ話か本当かわかりませんが、本当だと思いますけど、聞いたことがあります。

こっから提案なんですけど、地方税法348条1項では、公共の用に供する固定資産に対して税を課することはできないとあります。最終処分場跡地約9万平米の3分の1から2分の1程度を、市民のグラウンドとして長期間にわたって使用できるよう協定を結び、残りは土壌改良をJT側にさせていただいて、売却するというふうになれば、JT側も現在かかるコストを抑え、少なくとも半分の問題はクリアでき、長年にわたる多額の固定資産税の垂れ流しも防止できると思いますし、市サッカー協会からも防府で正規の大会開催やプロサッカーの試合も招致ができるよう、芝生のグラウンドの設置が要望されております。そして、地域の環境保全にもつながります。

ここで御紹介しますが、日本サッカー協会の規定では、1面が1万625平米というのが規定されておりまして、これが2面ぐらいつくられて、あとは練習用の1面ぐらいとれたら、大体4万平米ぐらいにはなるのではないかと。残った最終処分場跡地をJT側が土壌改良した後、売却の意向を示せば、恐らくブリヂストンの前なので興味を示されるんじゃないかと推測できますけども、さらに、市の企業誘導用地として高度利用できるわけですから、市としてもメリットがあるわけです。

この辺のところをJT日本たばこ産業のほうとお話というのはできないか、その辺のところをちょっと御質問いたしたいと思います。

○副議長（三原 昭治君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 産業廃棄物を埋設されておる中関の土地につきましては、私の頭の中ではサッカーグラウンドといえども使用することは耐えられないのではないかと。というのは、当然、毛利開作でもそうでしたが、常に埋設物が地下で移動すると言いますか、へこんだり、盛り上がったたり、いろんなことが、片っぽがへこめば片っぽが盛り上がるわけで、これは競技をするような場所ではなく、それこそけがを助長させてしまうようなことにもなりかねませんし、安易な形で乗り込んで行けば、これは大変なことになってしまうかもしれないと私は感じております。

メガソーラー等々でお使いになるのであれば、前例もあることでし問題はないであろうというふうに思いますが、買い上げ単価が随分下がってきておりますので、そこら辺も難しい課題があるのかと、こんなふうにも感じております。

足りないところは担当部長より答弁いたさせます。

○副議長（三原 昭治君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 使えないか、使えるかというのは、検討する余地があると

は思っております。実際にその土地にあるものをつくろうとすれば、これは6月にもお答えしたんですが、通常、土を全く掘り起こさずに上に積んだだけでものができるということはないというふうに思っております。

そういうところも含めて、あれだけの土地でございますので、頭から無理ということではなくて、議員がおっしゃっていることも我々も十分そういうふう感じておりますので、J Tと何らかの方策が出来ないかということについては、常に話をしていきたいというふうには思っております。

○副議長（三原 昭治君） 時間が来ているので、簡潔にお願いします。松村議員。

○24番（松村 学君） これで終わります。

市長さんが今言われましたけど、メガソーラーの前は牟礼地区の運動場になってたんです。市が貸してたんです、あれは。だから使えないことはないと思います。

最後になりますけども、全てのことをやって結果が出せないというのと、何もしなくて結果が出せないというのでは、結果が同じでも人の評価は全く違うと私は思います。まだまだ私は防府市にはそういった余力は残っておると思っております。

ぜひ、汗をかいていただいて、われらの防府が来年こそ天高く駆けあがれるよう、そして来年は防府の市長選でございますけども、市長も出馬は表明されておりますが、まずはその職責をきちっと全うされまして、防府に希望をお与えいただきますようお願いいたします。期待しておりますので、どうぞ重ね重ねよろしくようお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○副議長（三原 昭治君） 以上で、24番、松村議員の質問を終わります。

○副議長（三原 昭治君） 次は、6番、木村議員。

〔6番 木村 一彦君 登壇〕

○6番（木村 一彦君） 日本共産党の木村一彦でございます。通告に従いまして、3点質問をいたします。

最初に生活交通についてお尋ねをいたします。

これについては、昨日も同僚清水議員が質問をいたしましたが、改めてお尋ねをいたしたいと思います。

ことし7月29日に開かれた第4回総合交通体系調査特別委員会において、市は来年、すなわち平成26年の10月をめどに、交通不便地域における新たな交通サービスとして、デマンド型乗合タクシーを小野、大道、富海の一部地域に運行する計画を明らかにいたしました。

これまで、徳山工業高等専門学校との共同研究をはじめ、高齢者を中心とした地域住民へのアンケート調査など、さまざまな準備段階を経て、ようやく新しい交通サービスを実施する第一歩が踏み出されようとしていることは、大いに歓迎すべきことだと考えます。

そこでお伺いいたします。

現在までに具体化されている計画の内容、そしてその進捗状況、またこの計画を推進していく上での基本的考え方、及び現在直面している問題点があればそれについて説明をしていただきたい、こういうふうに思います。

また、小野、大道、富海など、いわゆる周辺部と同様に、あるいはそれ以上に深刻なのは牟礼、勝間、華城など、市の中心部の交通不便地域であります。平成24年6月議会での私の一般質問に対して、市長は両3年後ぐらいには、全市的な生活交通網の確立にめどをつけたい。このような内容の答弁をしておられます。

対象となる高齢者人口が圧倒的に多いこの地域の問題解決は、周辺部同様、非常に切実な問題であります。市は、ことし1月から2月にかけて、これらの地域を含む全市的なアンケート調査を行っておられますが、そのアンケートからどのようなことが明らかになっておるか。可能な限り、周辺地域と同時並行的に取り組みを進めるべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか。お答えを願いたいと思います。

最初の質問は以上です。

○副議長（三原 昭治君） 木村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

まず、1点目のデマンド型乗合タクシーを小野、大道、富海の一部地域に運行する計画の進捗状況のお尋ねもございましたが、高齢化が急速に進行する中、周辺地域へ新たな交通サービスを導入することは、周辺地域に居住される高齢者の方々の移動の利便性向上につながり、市といたしましても喫緊の課題であると捉えております。

昨日の一般質問でお答えいたしておりますとおり、7月に開催いたしました総合交通体系調査特別委員会において、新たな交通サービスの具体案をお示しし、対象地域の皆様の御意見を伺いながら、地域の実情に即した交通サービスの実現に向けていく予定であることを御説明申し上げております。

現在、高齢者外出支援事業の実施に向けた検討に入っておりますことから、周辺地域に導入を検討いたしましたデマンド型乗合タクシーなどの新たな交通サービスとの調整が必要となっているところでございます。

市といたしましては、高齢化が進展する中で、生活交通手段の確保は、申し上げました

とおり、喫緊の課題と捉えておりますので、高齢者外出支援事業の庁内調整を行い、並行して周辺地域での新たな交通サービスの導入に向けて調整してまいりたいと考えております。

次に、2点目の牟礼、勝間、華城など、市内中心部における交通不便地域についての見通しと、それに関連して実施したアンケート調査からどのような方向性を導き出しているかとお尋ねでございましたが、まず、アンケート調査につきましては、ことしの1月18日から2月15日の期間に既に実施済みでございます。小野、大道の一部地域を除き、市内全域を対象として実施いたしております。

アンケートは、バス停から400メートル以上離れたところにお住まいの御高齢の方々を対象に、地区別に無作為抽出して行っております。

調査項目につきましては、年齢や性別、最寄りのバス停などの基本調査と、普段の交通手段や外出頻度、外出先やバスの利用頻度などの交通手段調査、最後に自由意見の3つで構成いたしております。

アンケート結果からは、バス路線をほとんど利用しない人が約8割、また、4人に3人の方は、普段の主な外出先が病院やスーパー、大型店舗であるなど、高齢者の方々の日常における移動手段や目的地などの生活実態や、現実に抱えておられる問題を把握することができたところでございます。

なお、これらを含め、ほとんどの質問に対する回答につきましては、市中心部と周辺地域の回答に大きな違いは見られませんでした。普段の主な移動手段は何ですかという質問に対しましては、自動車を利用して移動する人の割合が、中心部に比べ周辺部が比較的高く、中心部では自転車やバイクなど、多様な移動手段を選択されていることがわかってまいりました。

自由意見といたしましては、バス停が遠いのでタクシーを利用している、タクシー助成をしてほしい、小型バスを運行してほしいなどの意見が多くございました。

これらの結果から、中心部にお住まいの方々は病院やスーパー、大型店舗への移動手段が多様ではあるものの、路線バスをほとんど利用されておらず、自動車を運転されていない方は、タクシーの助成などを望まれていることがわかったところでございます。

市といたしましては、アンケートの結果などを参考にいたしまして、まずは福祉施策としての高齢者外出支援事業の検討を進めるとともに、対策の急がれる周辺部での新しい交通サービスの導入に向け、努めてまいります。

以上、答弁申し上げます。

○副議長（三原 昭治君） 木村議員。

○6番（木村 一彦君） それでは再質問いたします。

まず第1点目は、特に小野地区をはじめとする周辺部の新しい生活交通サービスは、来年10月というのが、ことしの第4回総合交通体系調査特別委員会での方針でしたが、これに大きな狂いはないのかどうか。あわせて、中心部の取り組みはいつから進めるのか。この周辺部と同時並行なのか、あるいは周辺部の取り組みは一定にめどがついた上で、いけば二段階作戦的に中心部をやるのか。その点をひとつお答え願いたい。これが第1点です。

それから2点目は、昨日の清水議員も申しましたが、地域では、市が予定しているようなバス停までのデマンド型乗合タクシーでは不十分だと、いっそのことならやっぱり自宅から山口県立総合医療センターまで直通で行けるような、そういうサービスはできないものか、こういうお話が清水議員のほうからも出されておりましたが、そのような現地の声をもっと聞くことが必要だと思うんですが、その点についての今の計画はどうか。

この2点について、再質問いたします。

○副議長（三原 昭治君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） まず、進捗状況でございます。

ことしの7月に開催いたしました総合交通体系調査特別委員会におきまして、スケジュールとして、来年の10月までに運行を開始したいというお話をしておりました。ですが、いろんな事情がございまして、若干遅れ気味ということで、来年10月の運行開始はちょっと間に合わないという状態になっております。

それから、周辺部と中心部、並行してやったらどうかという御意見ですが、いずれも必要性ということについては十分あるというふうには思っておるんですけども、事務の手法といたしまして、まず周辺部で実証、運行してみたいと。その状況を見て、中心部でどういうやり方であるべきかと、いわゆる議員のお言葉をかりるとするならば、二段階方式ということで考えております。

それから、3点目のバス停まで運ぶというのは、地元はどうも足らんのじゃないかと。久兼線なんかはバスが3便ですから、3便のところまでタクシーのところまで行ってもあまり意味がないんじゃないかという御意見があるというのは、これは御意見として伺っております。

ほんと言うと、ことしじゅうに地元の説明なり、御意見聴取なりに入りたいというふうには思っておりましたが、先ほど言いましたように若干遅れておりますので、新年に入りましたら、こういう地元の御意見、いただきに参って、その上で改めて検討したいというふうには思っております。

○副議長（三原 昭治君） 木村議員。

○6番（木村 一彦君） これ、計画が出ましてから、もうかれこれ3年近くたちますので、その間にも高齢者はどんどん年をとります。非常に切実です。ぜひ、早く一定のめどをつけて、みんなが待ち望んでいることでもありますから、早く実現に向けて取り組みを強めていただきたいということを要望いたしまして、この項についての質問を終わります。

次に、2番目の税等の収納について質問をいたします。

最近、税の滞納者のわずかな預金を差し押さえる事態が全国的に発生をしております。問題なのは、預金の原資が差し押さえ禁止財産であることでもあります。差し押さえには制約がありまして、国税徴収法では、1、衣服、寝具、家具、台所用具、畳や建具、2、3カ月分の食料や燃料、3、農業、漁業に必要なもの、4、給料、退職金の一定額、5、社会保険制度における年金など、これら特定の財産を差し押さえ禁止財産としております。生活維持の保障、安らかな精神的生活の保障、社会保障制度の維持など、種々の理由から法律上は差し押さえを禁止しているわけであります。

ところが、こうしたルールを無視して年金等を差し押さえたために、各地で悲惨な結果が起きております。

これは関係者の中では有名な話ですが、千葉県——名前は伏せます、K村の77歳の男性、独身のAさん。この方は、国民健康保険税と固定資産税を計51万円——しかし、これは本税は22万円であとは滞納税です。これを滞納しました。村は、2009年10月に年金を差し押さえ、12月に2回目の差し押さえを行いました。役場は督促状の発送のみで、納付相談や実態調査を行っておらず、2010年1月に部屋を訪れた不動産業者が、このAさんが餓死しているのを発見したということでもあります。

Aさんは生活保護を受けておりましたけれども、年金を担保にして借り入れをしておりました。それが完済したために、また年金受給資格が回復しまして、生活保護が打ち切られたわけであります。Aさんの収入は年金のみで、村が十分調査を行い、滞納処分の停止もしくは生計に必要な年金額を計算して、一部差し押さえとしたならば餓死することはないかと、こういうふうに推測されております。

このような事態がありますが、国税徴収法は、納税者に一定の事由があるときに滞納処分の執行を停止して、最終的には納税義務を消滅させる滞納処分の停止という制度を置いております。これ、第153条です。そして、滞納処分の執行停止は、納税者に滞納処分の対象となる財産がないとき、滞納処分の執行によって滞納者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき、こういうときは滞納の執行を停止しなければならない、こういうふうになっております。

本市におきましても、近年、滞納処理件数が増加しておりまして、年金、給料などの差し押さえが増えております。それに伴うさまざまな問題も起こっているところであります。そこでお尋ねいたします。

1、昨年及びことしの滞納処分の状況、差し押さえ件数、そして金額、これはどういうふうになっておりますでしょうか。そしてその差し押さえのうち、年金、給料などの差し押さえはそれぞれ何件ぐらいあるでしょうか。

2、最近数年間の滞納処分の執行停止は何件あったでしょうか。そして、その原因はどんなものであったでしょうか。納付が困難である旨の滞納者からの申し出があった場合における実情調査は、どの程度、どのように行っておられるでしょうか。

3、現在、職員1人当たりの滞納処理担当件数は何件くらいでしょうか。

以上、最初の質問であります。

○副議長（三原 昭治君） 財務部長。

○財務部長（持溝 秀昭君） 財務部でございます。税等の収納についての御質問にお答えいたします。

まず、昨年及びことしの滞納処分についてでございますが、差し押さえ件数及び差し押さえ金額につきましては、平成24年度が1,123件で、金額にしまして約3億9,900万円でございます。平成25年度は10月末時点でございますが、575件の約1億6,200万円を執行しているところでございます。

そのうち、差し押さえ債権の状況でございますが、平成24年度が年金債権67件、給料債権296件でございます。平成25年10月末時点では年金債権が30件、給料債権が136件となっております。

次に、最近数年間の滞納処分の執行の停止件数についてでございます。

先ほど議員もおっしゃいましたが、停止の要件といたしましては、滞納者に滞納処分することができる財産がないとき、あるいは滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるときなど、一定の事由があるときに、滞納処分の執行を停止いたしております。

その件数につきましては、平成23年度が全体で604件、その内訳は、財産なしというものが392件、生活困窮が127件、財産不明が85件をそれぞれ執行停止といたしております。平成24年度につきましては、全体で939件、その内訳は、財産なしが691件、生活困窮が160件、財産不明が88件を執行停止といたしております。

それから次に、納付困難の申し出があった場合における実情調査ということでございますが、これは納税者のそれぞれの個別の事情がございますので、強制的に徴収することが

当然適当じゃないという場合がございます。それぞれ収納課の窓口で直接、御事情をお尋ねするようにしております。もちろん、来られない方についてはいろいろ電話等しますが、それはちょっと事情が聞けないわけです。

それからその後、関係機関への財産調査、これらを行いまして、その調査結果によりまして、納付がいただけるかどうかの担税力の判定、あるいは財産の有無等、これらを当然総合的に勘案して、万が一執行する場合にはそういった判断で実施をしているところでございます。

最後に、現在の職員1人当たりの滞納の処理担当件数でございますが、収納課では、ここの10月現在では約6,700件の滞納処理件数を、人数的には、主に徴収対策推進室というのがあります。ここに職員が2名、それから通常の徴収係職員、ここに9名、合計11名で対応しております。これら以外に当然管理職として、課長あるいは主幹、それから専門員がおります。11名で計算しますと、職員1人当たりでは609件という数字になっております。

これらの職員によりまして、今後もしっかり法律を遵守する、あるいは相談をきちんと受けながら税等の公正、公平な収納に努めておりますので、ここまでのことにつきましては以上御答弁申し上げます。

○副議長（三原 昭治君） 木村議員。

○6番（木村 一彦君） 1人当たり609件の事案を抱えていると、非常に多いわけです。私はオーバーワークだと思います。

今、全国の税務職場で強調されているのは、早期着手、早期完結ということが言われております。そして、滞納整理は差し押さえによる徴収が中心の手法が主流になっております。

あるところでは、差し押さえできる財産があるのに差し押さえないのは職務怠慢であるとか、法に従い、財産調査を優先し、まず差し押さえてから交渉、こういうことまで言われている職場もあるようであります。

こういう中で、今の収納課の職員、徴収に当たる職員は、職員としてまじめに仕事をすればするほど悩みやストレスがたまる、頑張れば頑張るほど、本来あってはならない事態を招いてしまう、職員として当たり前前仕事をするのが住民を苦しめ、権利を脅かすことになってしまう、こういうふうな現実があるわけでありまして。

そこで、今あるべき徴収行政とは何かということで、今の徴収のバイブルとなっております「国税徴収法精解」、この著者であります——故人であります、我妻東京大学名誉教授、これが現在の徴収の仕方のルールを敷いた方ではありますが、この方がこういうふう

に言っています。「国税徴収法によって国に与えられている——これは地方も同じですね——強権力と裁量権は、悪質な滞納者など、真にやむを得ない場合に対してのみ、最後の手段として行使すべきもので、大多数の善良な納税者、滞納者に対して決して乱用してはならない」、この徴収のルールを敷いたもともとの方が言っているわけです。

そういうところから見れば、本市においても大変差し押さえ件数は多いわけです。県内でも山口市と防府市が件数においては群を抜いておりまして、他市よりも2桁ぐらい、多い件数が差し押さえられております。

これは、職員が頑張っているといえれば、頑張っているということになるわけですがけれども、そこで見逃せないのは、私が最初に言いましたように年金などは、本来差し押さえ禁止財産になっているんです。差し押さえたらいけないものに本来指定されております。しかし、それが現実にはどんどん差し押さえられている。

先ほどの部長の答弁でも、年金が平成24年度で67件、こういうふうに差し押さえがされております。この差し押さえ禁止財産を差し押さえしている理由は何なのか、お答え願いたいと思います。

○副議長（三原 昭治君） 財務部長。

○財務部長（持溝 秀昭君） お答えいたします。

年金を差し押さええてはいけないということなんですけど、国税徴収法あるいは国民年金法等にもありますが、全てを全く押さええてはいけないということではなくて、生活の最低限の金額というのがそれぞれ規定してあります。

具体的に言いますと、1カ月1人当たり10万円と、生計を一にする同居の人、普通は扶養の人数でしょうけれど、これが一人4万5,000円という規定がありまして、これを残して差し押さええてもいいと言いますか、そういう規定がございます。

もう一つ言わせてもらえれば、差し押さえの種類で、先ほど年金と給料と言いましたけど、そのほかにも預金の差し押さえ、あるいは生命保険の差し押さえということで、全体では、先ほど平成24年度で1,123件、その金額がありますので、ほかにもそういった種類の差し押さえがあるということも、ちょっと御報告したいと思います。

以上でございます。

○副議長（三原 昭治君） 木村議員。

○6番（木村 一彦君） 一定の額を留保すれば年金なども差し押さええてもいいと、いいとは言えないがという答弁でしたが、これは正確に言うと違うんです。

ゼロに近いような預金残高の口座へ年金が振り込まれた。その人の生活費はその年金だけしかないということが明白な場合、それを年金が振り込まれるのを待ち構えるようにし

て差し押さえが行われるというのは通例です。朝、きょうは年金の日だというんで行ったら、もう差し押さえられて預金がなくなつた。こういうふうには、明らかにほかに生活手段がない、そして預金に入つて、これは明らかに年金から振り込まれたものだと、ことがはっきりすれば、それは差し押さえてはならない、違法な差し押さえだという議論が支配的であります。

それはさておき、仮に100歩譲ってそういう年金が差し押さえられたとして、問題は、一定の金額、生活費を残しておけばいいと言いますが、その残す金額というのは、今でいえば生活保護基準なんです。生活保護と同等の最低生活費を残しておけばいいんだと、こういうふうにはされて、現実にはそういう差し押さえがされていると思います。

しかし、これも正確に言えば正しくない。例えば、生活保護基準と言いましても、その家庭によって事情がいろいろ違います。住宅扶助とか、教育扶助とか、その他医療費とか、いろんな扶助がその家庭によって、事情によってついているわけです。

ところが、現実の今の差し押さえの運用では、そういう家庭による事情の違いというのは斟酌されておられません。いろんな扶助をのけた、最低基準だけです。1人当たり幾らという。

ですから、これではたとえ幾らか預金に残されたとしても、生活ができない人が多いんです。家賃が払えないとか、子どもを学校に行かせられないとか、私が現実には相談を受けた人の中にもそういう人が何人かおりました。

だから、そういう意味でも、これを機械的に生活保護と同等ということで、生活保護の最低基準を保障するだけで、あとを差し押さえしてしまうということでは、ほんとにその人は暮らしていけないということになるわけでありまして。

そういう意味でも、先ほど我妻博士のそもそもの考え方を紹介しましたが、そういう考えに立って、もっと税務職員、先ほど言いましたように大変なオーバーワークですから、事情は大変よくわかります。わかりますが、一律に差し押さえるとか、手間を省くんじゃなしに、ほんとに一人ひとりの家庭、一人ひとりの事情をよく調査し、考慮に入れた上での滞納処理、これをやるべきだというふうには思うわけでありまして。

それでこそ、本当に血の通った行政と言えるのではないかというふうには思いますが、その点についてお考えを伺いたいと思います。

○副議長（三原 昭治君） 財務部長。

○財務部長（持溝 秀昭君） 今の木村議員のおっしゃることは、我々も、2階に収納課がございますけれども、確かにずっと話し込まれて、実際払いたくても払う余裕がないという話は随分聞いております。

これは、一つのうちのほうの例でもございますが、実際差し押さえをして、その後、それまではあまり連絡がなかったんですけど来られて、実情をしっかりと聞きますと、やはり生活だけではなくて、子どもさんの学校関係の経費がどうしても要るんだと、これだけは少し金額がどうかならないかということで、実際、あまり件数は当然ないんですけど、差し押さえたうちの一部を還付するといった件もございます。

ただ、これはあくまでも相談に来ていただけないと実情がわからないわけです。ですから、収納課も全て機械的に押さえているわけではなくて、やっぱり市民の方の御意見をしっかりと伺いながらやっていっていると思いますけど、中には相談に来られない方になると事務的に処理してしまうというのもございます。

ただ、今後も、おっしゃるように、しっかりと市民の実態をお聞きしながら、そういった処理を行ってまいりたいというふうに思っておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○副議長（三原 昭治君） 木村議員。

○6番（木村 一彦君） 今までの議論は納税者の側に誠意のある納税者であるということが前提です。悪質な納税者はこれはもう論外です。払いたくても払えないという、誠意ある納税者がこういう困ったときにどうするかという問題です。

最後に、一言申し上げたいのは、1976年の6月に国税庁が「納税の猶予等の取扱要領」という通達を出しております。そこでは、先ほども申しましたが、「国税の徴収に当っては、画一的な取扱いを避け、納税者の個別的、具体的な実情に即応した適正妥当な徴収方法を講ずることが必要である。特に、納税者からその納付すべき国税につき即時に納付することが困難である旨の申出等があった場合には、その実情を十分調査し、——ここが重要なんですが——納税者に有利な方向で納税の猶予等の活用を図るよう配意する」と。これ、国税庁の通達です。

こういう通達にのっとって、忙しいのは本当に私よくわかっています。わかっていますが、ぜひ、せっかく一生懸命仕事をしているわけですから、市民から本当に信頼されるそういう収納業務になるようお願いして、この項は終わりたいと思います。

次に3番目の質問であります。嘱託職員の任用について質問いたします。

最近、市で働く職員も非正規化が急速に進み、全体の約4割が非常勤、嘱託、臨時、パートなど、さまざまな雇用形態の非正規職員が占めるようになっております。これらの非正規職員は、正職員に比べて当然のことながら労働条件が悪く、身分も不安定で、いわゆる官製ワーキングプアの原因となっております。

現在、市内には玉祖、右田、宮市、牟礼の各福祉センターに設けられた留守家庭児童ク

ラブで働く児童厚生員が12名、それから各小学校区に設けられた留守家庭児童学級で働く指導員が48名おられます。もちろん、このほかに年間を通じてパートの職員がおられます。

放課後の子どもたちの教育と指導に携わっておられるこれらの職員は、全員が幼稚園、小・中学校の教諭、もしくは保育士の資格を持った方々でありまして、いわば専門職であります。その専門性を生かして、厳しい職務を一生懸命遂行しておられます。

言うまでもなく、日々子どもたちの安全と健やかな成長を育む生活の場を保障する指導員の役割、これは極めて重要であり、そしてその責任は極めて重いものがあります。しかしながら、こういう指導員さんたちの勤務時間は一般職員の4分の3未満に制限されており、さまざまな保障がありません。

なおかつ、本市の場合、任用は1年ごとの更新で、更新は最高4回までとし、それを越えた人は雇いどめとしております。また、4回の更新を迎えた嘱託職員には、市の公募に応募することを認めておりません。つまり、5年目は試験が受けられないということなんであります。

今から一、二年後には、5年の雇いどめ制度が発足する以前から働いておられた数十年の経験を持つベテラン職員が、全員が定年を迎えられて退職をされます。そうしますと、残されたのは、経験5年未満の若い未経験の職員ばかりになってしまうわけであります。

今、こうした留守家庭児童クラブや留守家庭児童学級の現場では、発達障害や、いわゆる、発達障害まではいかないがグレーゾーンと言われる子どもさんたちが増えておりまして、その対応は大変難しく、問題になっております。したがって、知識と経験を有した経験豊富な指導員がこれに当たらなければ、経験のない職員ではとても対応できない、こういうことが今、危惧されております。

そこでお尋ねいたします。

1、更新は連続して5年を超えてはならないことになっておりますが、これはなぜですか。

2、県内でも、また全国的にも任用回数を制限しない方向が強まっております。市も制限を撤廃すべきだと考えますが、いかがでしょうか。少なくとも、更新回数4回を超えた嘱託職員の公募に対する応募、試験を受ける権利、これを認めるべきだと思いますが、どうでしょうか。

お答えを願いたいと思います。

○副議長（三原 昭治君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 嘱託職員の任用についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の留守家庭児童クラブ及び留守家庭児童学級指導員の任用年数の制限についてでございます。任用回数の制限と言ったほうがいいかと思えます。

本市では、留守家庭児童クラブ及び留守家庭児童学級の学童保育につきまして、そのサービスの担い手として、限られた財源の中で効果的な行政サービスを行うための任用形態ということで、専門的知識を有する非常勤職員を任用しているところでございます。

非常勤職員の任期は、法律上明文の規定はございませんが、地方公務員法第28条の2第4項の規定に基づきまして、定年制の適用が除外されているということ、それから定員管理上定数の対象外であるということ、それから毎年度の予算を通じて、市議会の御承認のもとに配置する職であるということから、原則1年以内を任期とするということにしております。

また、任期の定めのない正規の職員ではなくて、1年を任期とする非常勤職員である限りにおいては、更新を繰り返すことにより、実態として任期の定めのない職員と同様の任用となり、地方公務員の定員管理の概念からも適当ではないと。さらに、非常勤職員としての身分、それから処遇の固定化などの問題を生じさせるおそれがあるため、1年の任用を無制限に繰り返すことには問題があるというふうに考えております。

しかしながら、1年の任用で毎年度職員が入れかわるということは、これは効果的、安定的なサービスの提供を行う上からも、これは問題があるというふうに思いますので、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」、この規定による任期付採用職員の任期の上限が5年とされているところでございまして、これを参考に、組織において最適と考える任用形態の人員構成を実現するために、更新の上限を5年、更新回数を4回というふうにしていることが適当であるというふうに考えております。

次に、2点目の任用回数制限の撤廃と、任用が5年を超えた職員の再応募についてでございます。

議員御指摘のとおり、任用回数の制限を設けない自治体があることは十分承知しております。任用が繰り返され、5年を迎えた非常勤職員が再受験できないということにつきましては、更新の上限を本市として5年としている考え方によるものでございまして、応募していただいても5年というふうのうちの方で考えている以上、応募していただいても採用ができないということになれば、あらかじめ応募自体を御遠慮していただいているのが実情でございます。

それから、臨時職員、非常勤職員の募集と採用に当たりましては、一人でも多くの希望される市民の方々に雇用の機会を提供するという、同時に一人でも多くの市民の方々に公務の担い手となっていただくということで、市民の皆様の行政への知識と理解が深ま

って、ちょっと大仰ですけど、自治意識の醸成につながることも期待できるのではないかと
いうふうに考えております。

こういう公平、均等な機会を設けるといふ点からも、1年の空白期間を経た後でなければ
再度の応募はいただけないといふふうにしていただいております。

臨時、非常勤職員の採用につきましては、1年の任期が満了し、同一の職に再度任用さ
れたとしても、あくまで新たな職に初めて採用されたものとして、制度としては捉えるとい
う必要がございます。それとともに、任用が繰り返されることによりまして、私はずつ
と雇っていただけるという期待権の発生、それから身分や処遇の固定化、そういう問題も
生じさせるおそれがあるということに留意が必要であるといふふうに考えておりますので、
任用が5年を迎えた人への再応募の機会の付与を検討するに当たりましては、勤務評価の
実施、あるいは選考方法の見直しを含め、検討が必要ではないかといふふうに考えており
ます。

以上でございます。

○副議長（三原 昭治君） 木村議員。

○6番（木村 一彦君） 市の認識の中で決定的に欠落しているのは、これらの指導員が
単なる補助要員ではなくて、専門職であるということです。そういう意味では、学校の先
生などと同じ専門職、したがって、経験と知識がどんどん蓄積されていってこそ本来のい
い仕事ができる職種なんです。

そして、それと同時に現場では最高の責任を持っている人たちなんです。この人たちが
預かっている子どもたちに万一事故があったりしたら、責任は直接にはこの人たちがとら
なきゃいけないんです。そういう重要な職場であること、そして3年や5年では、なか
なかこの職をきちっとできるような経験を積むことができない、このことは、この前私
がこの方たちとお話し合いをしたときに、このように言っておられました。

それは、もちろん子どもたちとの信頼関係、そして子どもたちとの接し方、親御さん
との関係、それからもっと大事なものは地域との関係、この方たちは地域でのいろんな
ことを中心になってやっておられます。そういう意味では非常に経験が物を言う、そ
ういふ人たちなんです。

ですから、今、部長が言われた長く勤めたらだんだん待遇もよくしていかなくちゃい
けないとか、あるいは期待を持ってしまう。そういう以前に、そういうことを今要求し
ていないんです。給料上げとか何とか。

とにかく、全員が5年未満になってしまう、これは大変だと。夏休みなんか、場合によ
っては1日、ほぼ1日、1人の指導員が30人の子どもを見なくちゃいけない。1日ですよ。

そして、この子たち元気いいですから、たまには30人全員がけんかをするようなシーンもときたまあるそうです。それをほんとおさめて、子どもたちが無事に家庭に帰るまで、守り育てて行かなきゃいけないんです。そういう仕事なんです。

こういっちゃ失礼かもしれませんが、ここにおられる部長さん方、おられなくなってもすぐ当座は市民は困りません。しかし、この方たちが一人でもいなくなったら、翌日から、その日から市民は困るんです。そういう職種だということをなぜ理解できないのか。

現場では古い人たちは古い人たちで、もうほんとに心配だと、後が。5年未満の人たちじゃ、ほんとにどうなるのか心配だと。5年未満の人たちは5年未満の人たちで、私たちほんとにどうなるんだろうと。ベテランの先輩がいなくなったら、本当に不安だと、こうおっしゃっています。

市の大切な子どもたちを預かる、そういう職種を5年で、ほんとに今言ったような理由で切っていいものかどうか。それから、何か法律でそういうことが認められているというようなことをちょっと言われたように思いますが、それは私、全然違うと思います。国の見解は、例えば片山総務大臣なんかは、この国会答弁の中で、「任用回数制限に上限を設けることは、恒常的業務に関して住民サービスの質を維持することと矛盾している。したがって、経験を積んで仕事が熟度を増す場合がある。ケースワーカーとか学校教員、図書館司書」など、こういうふうに答弁しています。

それから、一番大切な、部長なんかもよく御存じだと思いますが、例えば原口、当時の総務大臣、これも国会答弁の中で、いわゆる公務員課長通知というのがありますけど、これについて原口総務大臣は「臨時、非常勤職員の任用の終了後、再度同一の職務内容の職に任用されること自体は排除されるものではない」と、こういう答弁しています、国会で。今のは2010年5月です。

それから、2012年の7月には、松原内閣府特命担当大臣、これも当時ですが、この人は「実態として非常勤職員の行う業務の中にも恒常的な業務があること、及び任期ごとに客観的な能力実証を行った結果として、同じ者を再度任用することは排除されていないことについて総務省と認識を共有している」。このように言っています。

そのほか、いろんな人がいろんな場合に制限を設けるべきでないと、こういうふうに言っているんです、政府は。

今、県内でも、山口県当局も5年という頭打ちは設けていません。下松市、長門市、宇部市も来年度から5年の制限を撤廃するようであります。この宇部市の事案について、最近、県内の労働委員会はこのように言っています。「労働委員会としては、受験すらさせないというのは、聞く限りにおいて、宇部市の対応は問題だというふうになっておりま

す」、こういうふうに労働委員会は言っております。それからハローワークも、これも宇部市の事案について「年齢や性による応募制限は明らかに違法ではあるが、それ以外に制限するのであれば正当な理由が必要だということ。風通しをよくする、新陳代謝を図る、広く応募する——さっき部長言われましたが、広く応募する機会を与えるというような市側の理由だけでは合理性があるとは認められない」。これは県のハローワークが言っているんです。だから、宇部市は来年度から5年の頭打ちの撤廃を決めたんです、市長が。

そういうことですから、こういう不合理な制度は私はやめるべきだと思う。現実にはそれをやったからって、今すぐ人件費がどうのこうのという問題にはならないわけですから。

時間が来ましたんで、市長ちょっと見解をお聞かせください。

○副議長（三原 昭治君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 2点ほど誤解があるんで、訂正をさせていただきたいと思うんですが、私は身分の固定は申しましたけれども、給料が上がるのがどうのこうのとかいうことは一切申し上げておりません。

身分の固定と言いますのは、この人が一回任用されたら、ずっとおつてのは何でかというふうな質問が市民から来るわけです。そういう意味での身分の固定ということで、労働条件が固定することが是とか非とか、そういうことは一切申し上げておりませんので、そこは誤解のないように御理解いただきたいと思います。

それと、もう一点は、国の根拠になるものは、私はこれに基づいてということではなくて、これを参考にとというふうに申し上げたんで、そこは御理解をいただきたいというふうに思っております。

大変申しわけございません。

○副議長（三原 昭治君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 私の見解をとということでございましたが、この問題については、約10年ぐらい前だと思いますけれども、いろいろな角度で議論をし、そして今日の結論に立ち至っているというふうに考えておりますので、先ほど来から総務部長が申したことを基本的な線として考えておること、私の考えと同じでございます。

○副議長（三原 昭治君） 時間が来てますんで。木村議員。

○6番（木村 一彦君） 一言。

○副議長（三原 昭治君） 簡潔にお願いします。

○6番（木村 一彦君） 問題は労使の問題ですから、労使のところで決めていただくようお願いしますが、ぜひともこういう不合理なことはやめていただくように、再度強調して終わります。

時間過ぎてすみません。

○副議長（三原 昭治君） 以上で、6番、木村議員の質問を終わります。

一般質問の時間が少し長くなっております。ここで、午後3時15分まで休憩といたします。

午後3時 1分 休憩

午後3時14分 開議

○副議長（三原 昭治君） それでは、休憩を閉じて会議を再開します。

引き続き、一般質問を続行いたします。

次は、16番、山根議員。

〔16番 山根 祐二君 登壇〕

○16番（山根 祐二君） 公明党の山根でございます。本日最後の一般質問となります。どうぞよろしくお願いをいたします。

最初に、選挙制度について質問いたします。

平成25年5月26日から公職選挙法の一部を改正する法律が施行され、インターネット選挙・選挙運動解禁となりました。本年7月に行われた参議院選挙より適用となっております。

始まったばかりでわかりにくい点もあります。法により、何人もウェブサイト等を利用して選挙運動を行うことができることになりました。一般の電子メールを使用することを除くフェイスブックやラインなどでやりとりする行為は、候補者、政党以外の一般有権者も利用できます。

氏名等の虚偽表示罪の対象にインターネット通信が追加されました。このほかにも、誹謗中傷やなりすまし対策として、既存の刑罰が適用される例もあります。また、選挙運動のための有料インターネット広告は禁止ですが、政党等が選挙運動期間中、当該政党等の選挙運動用ウェブサイト等に直接リンクする政治活動用有料広告であれば掲載することができます。なお、改正法の附則では、今後さまざまな検討がなされ、必要な措置が講じられるものとしています。

行政として、市民にわかりやすい説明をし、公明正大な選挙にしていかなければなりません。インターネットの普及は加速度を増し、利用者が増えることは間違いありません。

そこで、当局の御所見と取り組みについて、お伺いいたします。

次に、選挙公報についてですが、世界大百科事典の解説によりますと、選挙管理委員会が選挙区ごとに発行する文書で、原則として、選挙の期日前2日までに配布されています。

衆議院議員、参議院議員及び都道府県知事の選挙においては、都道府県の選挙管理委員会
は選挙ごとに1回、選挙公報を発行しなければならないが、都道府県及び市町村の議会議
員及び市町村長の選挙においては、選挙公報の発行は、選挙管理委員会の任意であるとな
っています。

本市で選挙公報配布方法とその時期について、お聞かせください。

次に、期日前投票制度についてお尋ねいたします。

私は、本年3月議会の一般質問で、宣誓書を投票はがきの裏面に印刷することについて、
既に質問しております。直後に、参議院補欠選挙と7月の参議院選挙を控えている時期で
ありました。

後に、これらの選挙で期日前選挙をされた市民の数人から、「多くの職員さんの視線を
感じる中での宣誓書記入は大変緊張した」「手が震えた」とのお声をいただきました。

本人が投票はがきを持って行っているのに、本人がその場で宣誓書に記入する必要があ
るのか、前もって記入して持参してはいけないのかという声もありました。3月議会での
当局の答弁では、県内では宇部市と萩市が宣誓書を自宅に記入していくことができるとあ
りました。そして、宇部及び萩両市での利用状況の動向をお聞きしながら、協議、検討し
ていくとのことでした。

私は、一人でも多くの方が選挙に参加しやすい環境をつくっていくことも選挙管理委員
会の仕事であると考えます。宇部市、萩市に続き、山口市では、宣誓書を自宅のパソコン
でダウンロードできるようになりました。これで、事前に宣誓書に記入して期日前投票に
持参することができます。本市でも直ちに実施していただきたいと思いますが、いかがで
しょうか。

また、インターネット環境は普及してきましたが、全ての方が活用しているわけではあ
りません。そこで、やはり投票はがきの裏面に宣誓書を印刷し、事前に記入してきてもら
うことが最もよい方法ではないでしょうか。投票所での混雑緩和にもなります。少しでも
多くの方が選挙に参加していただける環境づくりは必要ではないでしょうか。

以上、御答弁をお願いいたします。

○副議長（三原 昭治君） 16番、山根議員の質問に対する答弁を求めます。選挙管理
委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（福田 直之君） 御質問にお答えいたします。

まず、1点目のネット選挙対応についてでございますが、御承知のとおり、これまでは
インターネットを利用した選挙運動は禁止され、選挙期間に入ると候補者等はみずからの
ウェブサイトなどの更新を控えなければならないという問題が生じておりました。

このような問題を解消し、併せて、有権者もウェブサイト等による選挙運動が行えるよう公職選挙法が改正され、本年7月の参議院議員通常選挙から適用されております。

本市では、来年執行予定の市長選挙から、立候補予定者説明会において、ウェブサイト等を利用する場合には電子メールアドレスを表示することが義務づけられたことや、ウェブサイトや電子メールを印刷して頒布することなどはできないなどの禁止事項について、説明を行うことといたしております。

また、有権者に対しましても、インターネット選挙運動では有権者は電子メールを使った選挙運動を行うことができないことや、候補者へのなりすまし、候補者への誹謗中傷を行うと違反となる可能性があることなどの注意点をホームページや市広報に掲載し、広く周知を図りたいと考えております。

次に、選挙公報でございますが、従来は自治会を通じで選挙公報を各戸配布いたしていましたが、短期間に各戸配布することが困難なことから、平成20年度から、野島地域を除いてポスティング業者による各戸配布を行っております。

また、配布の時期につきましては、公職選挙法の規定に基づき、選挙日前々日の金曜日までに配布が完了するようにいたしております。

最後に、期日前投票についてでございますが、本年3月議会の一般質問の中で、「投票はがきの裏面を宣誓書にできないか」という御質問がありましたので、選挙管理委員会において、これまで協議を重ねてまいりました。協議の結果、混雑の緩和や有権者の利便性の向上を図るため、投票はがき裏面に宣誓書を印刷することを決定いたしました。

現在、来年執行予定の市長選挙に向けて内容等を検討いたしているところでございます。また、宣誓書をホームページからダウンロードできるようにすることにつきましても、本日午前中に開催しました選挙管理委員会を実施することを決定いたしましたところでございます。

以上でございます。

○副議長（三原 昭治君） 山根議員。

○16番（山根 祐二君） それでは再質問いたします。

まず、ネット選挙の告知、公報に対しては、説明会において、るる説明していくという御答弁でございました。候補者に対して、してはいけないこと、あるいは有権者に対して、してはいけないこと等の説明が主に答弁の中にあっただと思いますが、ではネット選挙を通してできること、これはどんなようなことがあるのでしょうか。お聞かせください。

○副議長（三原 昭治君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（福田 直之君） インターネットを使った選挙運動には、電

子メールを利用する方法とウェブサイトを利用する方法の2つに大別されます。

電子メールを利用する方法につきましては、先ほども申し上げましたけれども、候補者と政党などにのみ認められておりました、有権者には認められておりません。

一方、ウェブサイト等を利用する方法は、候補者だとか、政党など、有権者の全てが利用できるようになっております。

具体例としましては、ウェブサイト、いわゆるホームページ、それとブログ、掲示板、ツイッター、フェイスブック、ライン、あと動画といったものがございます。それとは別に、有料インターネット広告というのにつきましては、選挙運動用のウェブサイトに直接リンクする広告に限り、政党などに限定して認められております。

以上でございます。

○副議長（三原 昭治君） 山根議員。

○16番（山根 祐二君） ありがとうございます。

インターネット選挙になりまして、禁じられること、それからできることもさまざま出てくるようでありまして、また、今からさまざまな見直しも出てくることと思っておりますので、その内容については、その都度有権者にわかりやすく説明していただくことが必要になってくるかと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

選挙公報の配布に関しましては、本市では既に個別配布を行っており、あるところでは新聞折込で対応しているところがありますけれども、こういったところに比べ、ほとんどの方に届いていることと思っております。

ただ、これは打ち合わせの時点でちょっとお聞きしたんですが、投票日の2日前ぐらいに届くのがやっとなということなので、なかなか期日前に投票に行かれる方にとってはちょっと遅いかというのがあります。

ネット選挙が浸透していくことにつれて、候補者のホームページや、そしてブログ、ツイッターなどで、今後は多くの情報が流れてきます。そういった候補者側の発信に対して、当局におかれましては公平な選挙を目指し、ぜひ取り組んでいていただきたいと申し上げます。

期日前投票に関しましては、大変明快な御答弁をいただきましてありがとうございます。宣誓書をダウンロードできるようにするということにつきましても、本日決定したということでありました。これによりまして、A4のサイズでダウンロードできるわけですから、それに記入して投票に行くことができるということが可能になりました。

そして、投票はがき裏面に宣誓書を印刷するということも決定されたということで、大変うれしく思っております。これにより、少しでも投票所の混雑は改善され、そして、投

票に行く方も増えるということをお願いしております。

前回の質問のときにも、前選挙管理委員長よりお話があったんですけども、投票はがき裏面に印刷する場合は、はがきの裏ですから文字が小さい、見にくいという話もありましたけれども、これらに対して、こういった方々に対してはどう対応するのか、その辺のところをお聞かせください。

○副議長（三原 昭治君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（福田 直之君） 前の事務局長は、そういう説明をいたしておりますけれども、実際、はがきというものは小さくて、なかなか大変だと思うんですけども、裏面を最大限活用いたしまして、文字もできるだけ大きいものにしたいというふうには考えております。

ですから、それで見にくいということでございましたら、先ほども申し上げましたけれども、ダウンロードして使用していただくか、これまでどおり期日前投票所にお越しただいて、そこで記載していただくかという方法をお願いするしかございませんです。

以上でございます。

○副議長（三原 昭治君） 山根議員。

○16番（山根 祐二君） はい、わかりました。

投票はがきの裏面については、各市でいろいろ例がありますので参考にされて、書きやすい、使いやすい状況にしていきたいということを要望しておきます。

選挙制度については以上で終わります。

続きまして、介護サービスの充実について質問をいたします。

防府市高齢者保健福祉計画第6次計画は、平成24年度から26年度までの3年間を計画期間として作成をしています。そして、最終年度となる26年度は、社会情勢の変化により必要な見直しをして、第7次計画を策定するとしています。

計画によりますと、高齢者人口推計では、平成26年度まで人口は減少しますが、高齢者——65歳以上ですが、その人口は平成24年度の3万791人、高齢化率26.1%から、平成26年度には3万2,828人、高齢化率27.9%に増加すると見込んでいます。これに伴い、要介護等認定者数もさらに大きな伸び率で増加すると推計しています。

介護保険が始まってから、サービス利用者の状況の中で大きく伸びているのが居宅サービスであります。居宅サービスの中で、訪問系サービスの中の訪問介護、いわゆるホームヘルパーを利用される方も伸びているようです。

6次計画では、平成24年度から3年間の見込み量が示されていますが、実際の利用実績はどのようになっているのか。計画との差異があれば、その内容についてどのように分

析されているのか、お尋ねいたします。

次に、通所系サービスのうち、デイサービスセンターなどに通い、入浴、食事の提供等、日常生活の世話や機能訓練を受けるいわゆるデイサービスですが、通所介護等の施設数とその利用実績と計画との差異、その分析を同じくお聞かせください。

少子高齢化が進行する中で、家族が病気になった場合の介護と仕事との両立の問題が深刻化しつつあります。介護休暇は、育児・介護休業法の平成21年改正によって、新しく創設された制度です。要介護状態の家族の日常的な介護のために、年休や欠勤などで対応している労働者が多いことから、介護のための短期の休暇制度として導入がされました。

そこで、本市職員の方の介護休業、介護休暇についてお尋ねします。内容はどのように決めているのか、お聞かせください。また、親等の介護のための事例があるか、その状況について、お聞かせください。

○副議長（三原 昭治君） 山根議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

まず、訪問介護の状況でございますが、計面前年の利用実績と第6次防府市高齢者保健福祉計画の各年度の見込み量と実績との差異につきましては、計面前年の平成23年度の利用実績は18万9,838回で、計画の初年度であります平成24年度の利用実績20万346回で、計画に対して2%減、平成25年度につきましては、9月までの実績からの年間推計との比較になりますが、利用見込み20万8,000回で3%の減、平成26年度につきましても、これまでの実績からの推計となりますが、21万5,700回で4%の減を見込んでおります。

計画の見込み量に対しまして実績量が少ない要因といたしましては、高齢者人口の増加に伴い、ひとり暮らしの世帯や高齢者のみの世帯などの増加により、訪問介護のサービスを利用される方が多くなるものと見込んで計画を策定しておりましたが、利用される方の中には、自宅に他人を入れることに抵抗感があり、利用を拒まれる方がおられることなどにより、計画見込み量に達していないのではないかと考えております。

2点目の通所介護及び介護予防通所介護の施設数でございますが、現在、市内にあります全ての施設は要介護の認定を受けておられる方が利用される通所介護施設と、要支援の認定を受けておられる方が利用される介護予防通所介護施設の両方の指定を受けておられ、11月末現在で53施設でございます。

また、直近3年間の4月1日時点の施設数及び4月1カ月間の利用状況でございますが、平成22年は30施設、利用回数は1万1,868回、平成23年は32施設、利用回数

は1万3,078回、平成24年は38施設、利用回数は1万4,145回、平成25年は47施設、利用回数は1万6,330回となっております。

次に、通所介護の状況でございますが、計画前年の利用実績と計画の各年度の計画数と利用実績との差異につきましては、計画前年の平成23年度の利用実績は16万4,390件で、計画初年度の平成24年度の利用実績が17万9,429件で、計画に対して4%の増、平成25年度は、9月までの実績から20万172件で、計画に対して13%の増、平成26年度につきましては、これまでの実績から推計22万3,300件で、計画見込み件数に対して22%の増になるのではないかと推計いたしております。

通所介護が計画の見込み件数より利用実績が多い要因といたしましては、このサービスは、食事や入浴及び介護予防や身体状態の悪化を防ぐ機能訓練などが受けられるもので、多くの方と触れ合いながらサービスを利用するため、受け入れられやすいという面があります。

他方、このサービスは提供する施設がないと利用できませんので、計画では、施設数など勘案して計画量を策定しておりましたが、先ほど、近年の施設数の推移を申しましたように、平成22年から3年半の間に施設が8割近く増加し、供給量が増えたことで利用も増え、利用実績が計画を上回っているものと分析いたしております。

続きまして、介護休業・休暇制度の御質問でございますが、本市の介護休暇制度は、国に準拠した制度となっており、介護休暇及び短期介護休暇がございます。

その内容は、いずれも配偶者、父母、子、配偶者の父母、同居の祖父母、同居の兄弟姉妹及び同居の孫のうち、いずれかの者が負傷、疾病または老齢により、2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある場合に、職員が介護をするための休暇であり、取得できる期間は介護休暇が連続する6カ月間の期間内において認められる期間、短期介護休暇が年間5日、要介護者が2人以上の場合は10日までとなっております。

また、介護のため、深夜勤務や時間外勤務を制限することができることとしており、さきに述べた要件を満たした場合で、職員からの請求に基づき、深夜勤務におきましては午後10時から翌日の午前5時まで、時間外勤務におきましては、月24時間かつ年間150時間を超えて勤務しないことができるものでございます。

次に、2点目の最近の事例についてでございますが、最近の実績では、介護休暇は平成24年に子の介護で1名、平成25年に親の介護で1名が取得しております。また、短期介護休暇につきましては、平成23年、平成24年、平成25年の各年とも2名ずつの取得となっており、いずれも親の介護のためでございます。

なお、深夜勤務及び超過勤務の制限につきましては、請求の実績はございません。

以上、答弁申し上げます。

○副議長（三原 昭治君） 山根議員。

○16番（山根 祐二君） 詳しい御答弁ありがとうございました。

答弁では、訪問介護利用実績について、平成24年度と25年、これは9月まででありましたが、それぞれ2%減、3%減ということでありました。これは計画に対してでありますので、前年実績と比較しますと、やはり4%から5%は増加していると言えます。

実績が前年に対して増加することは、これは間違いない。高齢者が増加するわけですから、当然と言えるでしょう。

分析として、訪問に対する抵抗感がある方もいらっしゃるということでした。特に男性の方にその傾向があるという御答弁でした。

デイサービス、通所介護につきましては、これは見込み数よりも利用実績が多いということで、デイサービスというのは機能訓練でありまして、介護状況の改善のその目的の一つであります。施設で行うメニューにはどんなものがあるのか。実際に機能回復となっている等の事例があるのか、その辺のところをお聞かせください。

○副議長（三原 昭治君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（清水 敏男君） デイサービス事業所のサービス内容に対する御質問でございます。

施設の送迎とか、食事や入浴などの日常生活上の支援及び日常生活動作の向上支援のための軽度の運動や、簡単な機能回復訓練などのプログラムが用意されておりました。議員が先ほどの御案内のとおりでございます。

しかし、市内の事業所の中には、脳を活性化するメニューや体を鍛えるメニュー、体を癒すメニューなど、豊富なプログラムを数多く御用意され、利用者みずからメニューを選択できるシステムとすることで、みずから選んだという意識のもと、利用者の意欲や活力を引き出して、身体機能の回復を目指す取り組みをされ、県内外から注目をされている施設もございます。

ただ、このことによってどのように機能が回復していったかというのは、今の要支援がそのまま要支援であれば、それは維持できたというふうに評価しておりますので、このことによって自然増で要支援から要介護になられる方もいらっしゃるんですけども、具体的な実績の統計をとっておりません。

申しわけございません。

○副議長（三原 昭治君） 山根議員。

○16番（山根 祐二君） はい、了解をいたしました。

改善しているようなところもあるだろうが、その実態がなかなかわからないというような御答弁ではなかったかと思います。

介護保険で、現在、国が検討している改正案というものがございまして、要支援の方に対するサービスを国から地方へ移管するということが検討されているわけでありますが、それに対して、現時点でわかっている情報と市がそのサービスを行う場合の方向性、取り組み方について、大まかでも結構ですがお聞かせください。

○副議長（三原 昭治君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（清水 敏男君） 現在、確かに国においては、27年度から介護保険制度の見直しに向けた協議がなされているところではありますが、私ども、実は詳しい情報というのは専門誌、新聞等でしか、通達も来ておりますけれども、詳しい内容はなかなか見えてこないところがございます。

ただ、デイサービスにつきましては、言われているのは要支援の認定を受けておられる方へのサービスのあり方や、1日の受け入れ人数が10人未満の小規模なデイサービスを地域密着型サービス事業に移すということが検討されているようでございます。

これらを踏まえ、今後のデイサービスに期待することといたしましては、御家族が安心して預けることができる施設であることはもちろんですが、各地域の介護の拠点としての役割、さらに筋力向上トレーニングや認知症予防のためのメニューを数多く御用意いただくなど、機能回復や介護予防につながる多種多様なサービスが増え、事業所ごとに特色のあるサービスを御提供いただくことを期待しております。

そのためには、私ども今考えているのは、職員のレベルアップのための研修を実施したり、事業所が数多くございますので、その相互の情報交換や事業所と市による協議体を設置しまして、連携して質の高いさまざまなサービスが御提供できるよう、ソフト、ハード面の両面にわたり、環境の整備を進めていきたいと考えております。

○副議長（三原 昭治君） 山根議員。

○16番（山根 祐二君） ありがとうございます。

事業所と連携していくというようなお言葉もありましたが、市に、地方に移管していくシステムについては、これからわかっていくことと思います。

今回の質問に当たり、調査していくと、さまざまな事業所や施設を管轄しているのは実は山口県で、その経営状況や施設職員の処遇など、市が把握できていない部分もあるというふうに伺いました。

通所系の施設などは平成22年の30施設から現在53施設まで増えているという御答弁でした。施設で働く防府市民である職員さんの雇用環境、処遇については地方の関与が

重要であります。利用者やその家族の声、働く人の声は防府市に寄せられるわけでありませぬ。関係各所との連携をしっかりと行い、取り組みに生かされるようお願いをいたします。

介護休業、介護休暇について、御答弁いただきました。親の介護等の休業、休暇の事例ということもお伺いいたしました。防府市では、2週間以上支援が必要な場合、そういった短期の休暇をとっていくというようなことがありまして、実績としては平成24年で1名、平成25年で1名、子に対する事例と、それから短期では、平成23年、24年、25年で各2名、これは親に対するものであるというふうな御答弁でありました。

この介護休暇、介護休業を利用するには、さまざまな課題があるというふうに感じております。介護保険の果たす役割、市の必要性はさらに大きくなることと思っております。

息子夫婦が出勤した後、デイサービスの迎えが来て施設に行き、施設から帰宅してもまだ家族は帰宅していないので、送迎の職員さんがその部屋のベッドまで同行する、こんなお宅の話も聞きます。必要なサービスを必要な方が受けられるよう、そういったさまざまな課題に対する配慮をお願いしたいと思います。

2番目の質問については以上で終わります。

次に、ペーパーレス会議の推進について質問をいたします。

総務省が平成24年5月に公表した通信利用動向調査によると、平成23年末時点の日本人におけるインターネット利用者、個人であります。前年の9,462万人から148万人増加して、9,610万人となりました。インターネット人口普及率は、前年の78.2%から0.9ポイント上昇し、79.1%となっております。

スマートフォンの世帯保有率は2011年末の9.7%から、29.3%へ大幅アップし、タブレット端末は7.2%から8.5%と1.3ポイントアップに留まっています。

逆に減っているものとして、パソコンの保有率が徐々にではあるけれども減っている様子です。

年齢階層別の利用率を見ると、60歳以上のインターネット利用はおおむね増加傾向にあります。水準としては他の世代に比べると、まだ低くなっているようです。13歳から49歳までの層では9割を超えているとのことです。最もインターネット利用率の高い世代は20歳代で、97.7%に達します。

この統計は、いずれも約2年前の調査データでありますので、現時点で考えますと、スマートフォンやタブレット端末の普及率は格段に増加していると思われまます。

自治体におきましても、ホームページは当然として、各種データの電子化、例えばPDFデータ化などが進んでおり、市民の各種行政手続き等の利便性を図っております。

市場では、電子書籍が紙の本と同様に購入され、タブレットやスマートフォンで利用さ

れています。

一方、行政で使用される紙媒体での資料は膨大であります。議員に配付される紙資料もかなりの量があります。予算書、議案書、説明資料、各種計画書等が全議員と執行部に印刷され、使用されます。また、執行部で行われる会議にも多くの会議資料が人数分用意されております。

先進自治体では、経費削減や資料作成作業の効率化を図っているところもあります。

西宮市は、市長、副市長が出席する市幹部の会議などで、会議資料のペーパーレス化に取り組んでいます。

飯能市は、幹部会議で約半年かけてノートパソコンを使ったペーパーレス会議を実験的に行い、約2万2,000枚の用紙の節減を実現しました。市議会でも同時期にペーパーレス会議を検討した結果、2012年4月からタブレット端末を導入しています。これまでに約10万枚の印刷用紙の削減に成功し、「個人的にも資料がかさばらない」「検索が容易である」「モノクロだった資料が全てカラーになり、理解しやすくなった」等の意見があります。

高松市では、本年10月より紙資料の変わりにタブレット端末を使うペーパーレス会議を始めました。その結果、年間9万6,000枚の紙削減ができるということでもあります。

ほかにも多くの先進地事例があります。電子自治体の推進は必要です。

そこで質問ですが、行政のICT化における電子データはどのようなものがあり、どう利用しているのかお聞かせください。

次に、ペーパーレス会議を実施する先進自治体の例をお示ししましたが、ぜひ取り組んでみてはいかがでしょうか。本市の御所見を伺います。

○副議長（三原 昭治君） 山根議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） ペーパーレス会議の推進についてお答えをいたします。

行政のICT化——インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー化における電子データはどんなものがあり、どう利用しているかということですが、本市におきましては、行政事務の効率化、高度化を目的に掲げましてICT（情報通信技術）の利活用に努めておりまして、庁内の情報通信ネットワークの構築、それからパソコンの配備等の基盤整備を進め、行政情報の電子化、各種業務のシステム化を推進しているところでございます。

庁内で共有しております電子データといたしましては、各種の計画、それから条例・規則の例規集、それから要綱、マニュアル、ガイドライン、それから職員への行事案内等ございます。

庁内ネットワークを活用した掲示板、それから電子メールなどによりまして、関係する部署や職員が閲覧することでペーパーレス化に努めているところでございます。

また、会議等におきましても、プロジェクターを用いるなどの、できる限りの紙の資料の減量化に努めているところでございます。

次に、ペーパーレス会議でございますが、西宮市とか、あるいは飯能市、高松市のほかに長野市、みよし市、そういうふうにはパソコンやタブレット端末を利用したシステムを導入し、実施されている市町村があるというのは、調べて承知をいたしております。また、試験的に導入を検討している市町村もあるというふうには聞いております。

メリットといたしましては、議員御案内のように紙の節約、それからカラー表示で資料がわかりやすい、いろんな資料がいろんな形で閲覧できると、会議等の準備の負担の軽減、いろいろございます。反面、私もそういうふうになりそうな気がするんですが、操作になれる必要がある、A4サイズの画面では大きな図表が見づらい、あるいは、二つ三つの資料を対比させるときに非常に見にくくなってくるといふような指摘もあるようでございます。それで、実際に導入されたところも、紙の書類と一部併用ということも聞いております。

先月23日の新聞記事によりますと、神奈川県の子支市、これは市議会での質疑や幹部職員の会議などで、紙で印刷した議案の書類や関連資料の配付をやめて、このたびの12月定例会から議員と市幹部とのペーパーレスによる質疑がスタートするというような報道もございました。

子支市では、市議会において議員全員がタブレット型端末を使用して質問される方式を実施されて、市長を含めた部長以上の幹部職員にも端末を導入されるということで、市議会のほかに、部長会議などでも使用されるということでございます。

本市の場合、実のところそこまでのベースといたしますか、パソコンの操作にはなれておりますけれども、タブレット端末を操作して会議をするという、そういうもともとの発想を持っておりませんので、なかなかすぐには難しいところなんではございますが、今、世の中の流れとして、民間企業においては、グローバルな企業においては、外国との会議を画面で行っていくというようなこともありますし、今、御紹介したような先進自治体でそういう取り組みを始めていることもございます。

世の中の流れというのは、どういうスピードで動くかは別といたしまして、そういう方向に流れていくのかというふうには考えております。

こういうシステムの利用というのは、環境に配慮したペーパーレス化にもつながる有効な手法であるということで、先ほど言いましたように、すぐに防府市がどうのこうのとい

うことはなかなか難しいと正直思いますが、そういう内容につきましては、調査、研究してまいりたいというふうに考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○副議長（三原 昭治君） 山根議員。

○16番（山根 祐二君） はい、ありがとうございました。

電子データの種類、その利用状況について御答弁をいただきました。

我々議会の運営関係におきましても、年4回の議会ほか、多くの紙ベースの資料をいただいております。また、庁内各課においても印刷機の印刷用紙、コピー用紙、プリンタ用紙、ファクス受信用紙等、多くの紙が使用されております。

防府市で年間どのくらいの紙を購入しているか、これを教えてください。

○副議長（三原 昭治君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 防府市で紙を購入する枚数というのは、年によって変動が大きくございます。

平均的なところで、平成23年度で申し上げたいと思います。全部の枚数が約770万枚、これはB4、B5、A4、A3とございますが、今防府市はAサイズでほとんど統一しておりますが、B4サイズが約8万枚、B5が約2万枚、A3が約100万枚、A4がちょっと端数が合いませんかもしれませんが660万枚という内訳になっております。

○副議長（三原 昭治君） 山根議員。

○16番（山根 祐二君） 数は今初めて聞いたんですが、770万枚と莫大な量の紙でございませう。

なかなかこの機械になじめないこともあるというお話もありましたが、タブレットはあまり扱っていないというような御答弁も部長の話の中にもありましたけども、ペーパーレス会議はタブレットに限らずノートパソコンでもできるわけで、そういったのを利用して試験的にやっているところもたくさんございませう。

どうしても庁内であれば書面による決裁が必要な場合があるという事も聞いております。しかしながら、世間では電子決裁、電子署名で決裁するような分野も徐々に増え、ペーパーレス業務も見受けられます。先進地を調査・研究し、紙削減に努めていくべきではないかという思いがいたします。

長野市でもこういった取り組みを行っているわけでございませうけれども、長野市では部長級以上の会議でタブレット端末を使ったペーパーレス会議をすることで、年間14万枚の紙の使用料とカラーコピー代、これの経費、年間300万円が削減されたという例があります。

そのほかにも、職員の会議の準備に要する時間が大幅に縮減される、また、民間での事例によってもタブレット端末を使用することで、会議資料の準備ができ次第配信されるということで、会議出席者が事前に資料に目を通せるようになり、会議での議論が深まったとの報告も出ております。

いい面も悪い面もあることと思います。紙だけではできない、答弁の中にも併用してやっているとところもあるということで、それはこちらでも確認をしております。

紙ベースの書類ということは、紙を多く消費することだけでなく、それを整理、保管すること、そして最終的に処分すること、それらに多くの労力が必要になってまいります。また、その紙を保管しておくスペースも必要です。保管していなければならない紙も当然あると思います。

きのうの一般質問では、ある重鎮議員から、私もタブレットを使っている、教育に活用せよと、こういった御意見もありました。電子機器の活用は当然の流れであります。市長も、副市長も、部長さんもしっかりいそしんでいただきたいというふうに思います。

そういうことで、これをすぐにというわけではありませんけれども、やはり執行部、そして議会ともどもに紙使用削減を図って、経費削減と資源保護、CO₂削減、そして業務の効率化に向けて、ペーパーレス会議の推進を実践していくべきだと思います。

総務部長さん、私と同世代であります。こういった機械を使ってペーパーレス会議、これから推進していこうということを提言しておるわけではありますが、部長さん、個人的にはいかがでしょうか。

○副議長（三原 昭治君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 個人的には大変好きでございます。

ただ、やはりタブレット導入ということになりますと、恐らく今のスマートフォン世代の方は抵抗なくやられると思いますが、我々は習得までにかなり時間を要するののかという気はいたします。

個人的には、大変好きでございます。

以上でございます。

○副議長（三原 昭治君） 山根議員。

○16番（山根 祐二君） ありがとうございます。

以上で質問を終わります。

○副議長（三原 昭治君） 以上で、16番、山根議員の質問を終わります。

○副議長（三原 昭治君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、これに

て延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（三原 昭治君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れさまでした。

午後 4 時 5 分 延会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 2 5 年 1 2 月 6 日

防府市議会 議長 行 重 延 昭

防府市議会副議長 三 原 昭 治

防府市議会 議員 重 川 恭 年

防府市議会 議員 安 藤 二 郎